

経済産業省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分 区分	提案事項 (事項名) 分野	求める措置の具体的な内容	具体的な支撑事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答 各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
									見解	補足資料
32	A 権限移譲	その他	特定商取引法による広域的な消費者被害事業者に対する事業者の処分等権限の移譲	(提案にあたっての基本的な考え方) 経済産業局が行っている広域的な消費者被害事業者の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事業の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め府県域を超える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。 (制度改正の必要性等) 各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第1条において、府県が処理する事務は府県の区域内の事業にされており、広域的な事業は消費者庁長官より委任を受けていることであるが全国に及ぶ広域的な行政区分、または各府県が連携し連携府県にて事業が行われる事例が想定される。 現在、各府県においては、連携府県にまたがる広域的な事業について、個別事業の発生の都度、関係府県間などの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の消費者庁への窓口での相談対応における事業の把握を通じ、広域的な監視に備えられた体制を構築し、常日頃から地域的に網をかけていくことが重要である。 一方、広域的な事業については、経済産業局が行ったり消費者相談窓口があり、また、同じ相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県と一体的に行なうことができる関西広域連合が行なって、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行政の解消を図ることができる。 なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員の広域連合職員の併任幹事の発令などにより、広域的な広域連合の事務と府県の事を一体的に、効果的かつ効率的に実施し、二重行政にならないようにしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。	特定商取引に関する法律 第68条、第69条 特定商取引に関する法律施行令 第19条	関西広域連合(内閣府(消費者庁)) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県	[地方自治体による処分の効力の拡大について] これまで特定商取引法に基づく都道府県基準の処分の効力は当該都道府県の区域内のみに及ぶ一方、主務大臣(経済産業局)を含む。が行う処分の効力は全国に効力が及ぶとしており例えば、近畿経済産業局が行う処分の効力は全国に及ぶものとされている。提案は、関西広域連合の処分の効力を関西広域連合に加入する府県の域外にも及ぼすことができるところ前提となっているところ、提案について検討を行つに当たっては、現在の広域連合の制度上、そのようなことが許容されるのか等の点が検討されることが必要なものと認識。	提案実現に向け、広域連合制度の所管省庁とも調整のうえ、ご検討願いたい。なお、平成22年12月28日の国出先機関の原則廃止に向けた開闢決定では、「先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。」とされていることから、国出先機関である経済産業局の当該事務が「広域連合の制度上、許容されない」とは言えないのではないかと考える。		
54	B 地方に対する規制緩和	産業振興	コーチェネレーション設備に係る緑地率等の緩和	工場立地法施行規則第4条【制度改正の必要性】 「緑地以外の環境施設」として、コーチェネレーション設備を追加すること。	工場立地法施行規則第4条	経済産業省 埼玉県	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」については、緑地に類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めているところである。 コーチェネレーション設備については、そもそも工場内に設備する機器装置であり、また、ガスバーナーやガスエンジンなどを使用しているので騒音や振動が発生するものであり、緑地に類するものとは考えられず、また、工場又は事業場の周辺の生活環境の保持に寄与するものとしても考えられない。 このため、コーチェネレーション設備を「緑地以外の環境施設」に追加することは適当ではないと考えられる。	コーチェネレーション設備にはガスターイン、ガスエンジン、燃料電池がある。ガスバーナー、ガスエンジンは騒音振動が発生するが、パッケージ化することなどによる低騒音化技術開発が進められている。また、燃料電池は、騒音振動はほとんどしない。 また、コーチェネレーション設備は電気と熱を供給し、BCP(事業継続計画)対策にも貢献するものである。これで、緑地以外の環境施設の判断基準として掲げられている災害時の避難場所に成りえる可能性があり、周囲の生活環境の保持に寄与するものであると考えられる。 このため、コーチェネレーション設備を「緑地以外の環境施設」に追加することは適当ではないと考えられる。	別紙(事例イメージ図)	
175	A 権限移譲	産業振興	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限等の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則に取り組む町村が、地域の実情にした企業支援策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への移譲を認める。 なお、昨年の提案募集で新潟県聖籠町から提案に係るやり取りの際に経済産業省から「条例制定権限を移譲する場合は、併せて不可欠とした課題を踏まえ、工場立地法に係る規制(届出義務、審査、必要事項には勘合、変更命令、罰則適用)についても、併せて移譲を求める。	工場立地法第4条の2、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条等	経済産業省 全国町村会	工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。 また、平成26年の地方分権改革に関する提案募集においては、新潟県聖籠町から条例制定権限を町村まで移譲すべきとの提案があったが、企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工業団地等が位置付けていたのは、町村であっても条例を制定することができるから、現行法令により対応可能なとしたところである。 今回は全国町村会からの要望であり、全ての町村に条例制定権限を移譲すべきとの提案であり、町村における行政規模、行政コスト、行政効率の観点も踏まえた上での提案であると考えられることから、提案の実現に向けて必要な対応を検討することとした。	提案の実現に向けて、積極的な対応を求める。		
106	A 権限移譲	産業振興	工場立地法における緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限及び届出等の権限の町村への移譲	工場立地法の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限及び届出等の権限を都道府県から町村へ移譲する。	工場立地法第4条の2、第6条～第10条	経済産業省 栃木県	工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)」において、市まで権限を移譲する改正を行つたところである。 また、平成26年の地方分権改革に関する提案募集においては、新潟県聖籠町から条例制定権限を町村まで移譲すべきとの提案があったが、企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工業団地等が位置付けていたのは、町村であっても条例を制定することができるから、現行法令により対応可能なとしたところである。 今回は貴県とは別に全国町村会からも要望があり、全ての町村に条例制定権限を移譲すべきとの提案であり、町村における行政規模、行政コスト、行政効率の観点も踏まえた上での提案であると考えられることから、提案の実現に向けて必要な対応を検討することとした。	栃木県内では平成26年度に3市が条例を制定するなど、条例制定の動きが広がっており、県内の町の中でも緑地面積率について地域準則の制定を検討する動きがある。 また、全国町村会の要望があることから、スピード感を持った対応ができるよう、工場立地法における緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権等の町村への移譲の早期実現をお願いした。		

経済産業省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 ※平成27年1月22日閣議決定)記載内容 ※平28対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。		【地方自治体による処分の効力の拡大について】 特定期取引法上、都道府県知事の処分権限は、当該都道府県の区域内に存在する法違反について処分するために都道府県の自治事務として認められている。一方、経済産業局の処分権限は、消費者庁の設置において、特定商取引法の執行を消費者庁が一元的に行うこととされるとともに、消費者庁による行政処分等に際し、地方における当該事務に關して経済産業局が担当ができるよう、経済産業局長に権限委任されたものである。このため、同法の規定に基づく都道府県知事の処分の効力が当該都道府県の区域内のみに及ぶこととされている一方で、経済産業局が行う処分等の効力は全国に及ぶこととされているところである。 同法の規定に基づく執行事務は、横断的観点からの法の企画立案(消費者保護の観点及び商取引一般の適正化の観点)と一体で行われるなど、消費者庁による行政処分等に際し、経済産業局と密接に連携して取り組むことが必要である。 なお、指摘の閣議決定(平成22年12月28日)は地方分権の一一般的な基本方針をしたものであること、また、地方自治法上、広域連合が行う処分が一般的に全国に及ぶこととされていないことから、同法の規定に基づき経済産業局が行う当該事務を広域連合が行うことが制度上許容されることまで認めているものではない。					
名古屋市	○ コージェネレーション設備を設置しようとする企業から、工場立地法に基づく届出の際、コージェネレーション設備が「緑地以外の環境施設」に含まれていないことにつき、改正の要望があった。	【全国市長会】 提案の趣旨を踏まえ、環境政策の観点から、設備設置促進について検討を行うこと。		環境施設について、工場立地法では、「緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務者令で定める(工場立地法第4条第1項)」と定義している。 緑地及び環境施設とは、「周辺の地域の生活環境の保持」の観点から整備されるものであるが、特に環境施設については、「周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとしてみた緑地に、機能の点で類似する施設」とし、その対象は、精神面での慰和機能を有していることや、緩衝地帯としての機能を有していること(生産施設からの距離の確保)とされています。 緑地以外の環境施設については、工場立地法施行規則第4条において、噴水、水流、池その他修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設及び太陽光発電施設が明記されています。 これらはいずれも当該条件に適合しているものであるが、コージェネレーション設備は当該条件に適合していないものであると考えられる。					
伊豆の国市、島根県、大分県	○ 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域創生の観点から地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲が必要と考える。 現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権の拡大が必要と考える。 企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地率面積等の緩和を行う場合には、基本計画への位置付けを町村から県に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地率面積等緩和のための条例が制定できない。 こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。 なお、県内町村からも、緑地率緩和に向けた要望が寄せられている。	【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。 【全国町村会】 提案の実現に向けて、積極的な対応を求める。	○ 年末の閣議決定及びその後の法改正のスケジュールに間に合うよう、工場立地法検討小委員会での議論等、法改正に当たって必要な手続を速やかに開始していただきたい。 ○ 上記手続の進捗状況等について、適宜、事務局に情報提供いただきたい。	提案の実現に向けた必要な対応について、年末の閣議決定及びその後の法改正のスケジュールに間に合うよう、内閣府とも相談しながら実施することとしていた。 【経済産業省】 (1)工場立地法(昭34 法24) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県から町村に移譲する。 条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定(4条の2第1項) 特定工場の新設届出の受理(6条1項) 設置の場所等に係る必要な事項の勧告及び変更命令(9条1項及び2項並びに10条1項)	法律	平成28年5月20日 公布 平成29年4月1日 施行	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)		
伊豆の国市、島根県、大分県	○ 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域創生の観点から地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲が必要と考える。 現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権の拡大が必要と考える。 企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地率面積等の緩和を行う場合には、基本計画への位置付けを町村から県に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地率面積等緩和のための条例が制定できない。 こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。 なお、県内町村からも、緑地率緩和に向けた要望が寄せられている。	【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。 【全国町村会】 提案の実現に向けて、積極的な対応を求める。	○ 年末の閣議決定及びその後の法改正のスケジュールに間に合うよう、工場立地法検討小委員会での議論等、法改正に当たって必要な手続を速やかに開始していただきたい。 ○ 上記手続の進捗状況等について、適宜、事務局に情報提供いただきたい。	提案の実現に向けた必要な対応について、年末の閣議決定及びその後の法改正のスケジュールに間に合うよう、内閣府とも相談しながら実施することとしていた。 【経済産業省】 (1)工場立地法(昭34 法24) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県から町村に移譲する。 条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定(4条の2第1項) 特定工場の新設届出の受理(6条1項) 設置の場所等に係る必要な事項の勧告及び変更命令(9条1項及び2項並びに10条1項)	法律	平成28年5月20日 公布 平成29年4月1日 施行	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
291 B 地方にに対する規制緩和	土地利用	開発許可に係る技術基準の緩和(緑地除く)	都市計画法第33条第1項第10号に規定する緑地帯その他の緩衝帯の配置)	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号に規定により、開発区域の境界にそってその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。 一方、工場立地法における緑地及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割合による総量基準が基本である。また、割合は、全国的な基準として国準則が定められているものの、基準の緩和について都道府県及び市条例制定権が付与されている。 一方で、工場立地法における緑地等の割合は、工場立地法の規定による緑地等の割合と並んで、工場立地法上の緑地等の割合が、緑地帯等の設置を定めた上で求められる。	【制度改正の効果】 現在、開発許可に係る造成を企頭に既設工場の敷地拡張が計画されている。拡張予定区域の周辺に家屋がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地確保の手法が想定されるが、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要が生じる。制度改正が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。	都市計画法第33条第1項第10号、都市計画法施行令第26条の3、都市計画法施行規則第23条の3、工場立地法第2条、工場立地法第2～4条	国土交通省、経済産業省	栄町	都市計画法施行令第28条の3は、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれのある予定建築物等について、周囲の環境に与える悪影響を防止するため、開発区域の境界に沿って内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することとする基準である。 このため、工場立地法に基づく規制により敷地内における緑地等の面積が一定規模以上確保される場合においては、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、騒音、振動等から周辺の環境を保全するという観点から、開発区域の境界に沿って内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することが必要な場合があるため、一律に適用除外することは不適当である。 一方、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場立地法に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の水準の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能である。	本提案は、新たな産業の誘致ないし既存工場の拡張を開発行為による手法を用いて造成しようとする場合に、緑地等の配置や規模の基準に関し、工場立地法の基準に統一されることを望むものである。 第1回答に示されたとおり、都市計画法施行令第28条の3に規定する緩衝帯の設計基準が周囲の環境に与える悪影響を防止することを目的としていることについては理解する。 他方、工場立地法も工場立地の推進と地域環境の健全の観点から法制化されたものであると捉えている。 一方、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場立地法に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の水準の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能である。	
302 A 権限移譲	産業振興	企業立地促進法に基づく基本計画の協議申請及び企業立地計画・事業高度化計画の認証に係る権限の移譲	企業立地促進法に基づく基本計画の作成にあたり、指定都市の市域内のみを対象とする基本計画においては、指定都市のみが事務局となり、基本計画を作成しているケースが見受けられる。 企業立地促進法に基づく基本計画について、指定都市の市域内のみを対象とする基本計画については、これまで都道府県と連名で行っていた協議申請を、指定都市単独で申請ができるようになることを求める。 あわせて、事業者が各種支援措置を受けるために必要な「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認権限を、都道府県から指定都市に移譲することを求める。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法に基づく基本計画について、指定都市の市域内のみを対象とする基本計画においては、指定都市のみが事務局となり、基本計画を作成しているケースが見受けられる。 企業立地促進法に基づく基本計画について、指定都市の市域内のみを対象とする基本計画については、これまで都道府県と連名で行っていた協議申請を、指定都市単独で申請ができるようになることを求める。 事業者が同法に基づく各種支援措置を受けるために、「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認権限を、都道府県知事に提出し、その承認を受ける必要がある。しかし、承認権限については都道府県単独で行われて市町村に情報提供がなされないため、県市の情報提供について問題がある。	企業立地の促進等による地域における農業集積の形成及び活性化に関する法律第5条、第14条及び第16条	経済産業省	千葉市	企業立地促進法に基づく基本計画は、同法第5条第1項により、市町村と都道府県が共同して、地域産業活性化協議会における協議を経て作成することとしているが、これは、企業立地等による産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条、第14条及び第16条	指定都市においては、例えば「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)」(平成26年法律第51号)にて、都市計画区域の整備、開発及び健全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定権限や、工業用水の採取許可にかかる権限など、産業集積を図ることで重要ななる事業についての権限が多く移譲されている。 また、農地転用についても第5次一括法により4ヶ年率を超える農地転用に関する事務・権限についても指定都市町村(農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保するためを旨とするなどの条件を満たしてゐる大臣が指定する市町村)に移譲されている。 このように、指定都市においては一般的な基礎自治体とは異なり、企業立地促進法の基本計画の推進に必要な権限が多く移譲されてきている。 また、都道府県との協議においては、都道府県と委員とした地域産業活性化協議会において計画内容の同意が得られるよう、都道府県の関係部署と議論がなされており、都道府県と指定都市との密接な連携と適切な役割分担は十分に図られていると言える。	指定期間においては、例えば「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)」(平成26年法律第51号)にて、都市計画区域の整備、開発及び健全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定権限や、工業用水の採取許可にかかる権限など、産業集積を図ることで重要ななる事業についての権限が多く移譲されている。 また、農地転用についても第5次一括法により4ヶ年率を超える農地転用に関する事務・権限についても指定都市町村(農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保するためを旨とするなどの条件を満たしてゐる大臣が指定する市町村)に移譲されている。 このように、指定都市においては一般的な基礎自治体とは異なり、企業立地促進法の基本計画の推進に必要な権限が多く移譲されてきている。 また、都道府県との協議においては、都道府県と委員とした地域産業活性化協議会において計画内容の同意が得られるよう、都道府県の関係部署と議論がなされており、都道府県と指定都市との密接な連携と適切な役割分担は十分に図られていると言える。	
123 A 権限移譲	産業振興	中心市街地活性化法における大規模小売店舗立地の特例区域指定権限等の中核市への移譲	現在、都道府県が持つていて大規模小売店舗立地法に関する届出の事務処理権限は、中心市街地の活性化に関する法律(以下、法という。)にある第一種特例区域、第二種特例区域の指定が有効であると考えているが、指定までは、①協議会を設置して市が指定区域を成し、住民に対し説明会を行った上で、指定要請を県に提出し、②県が審議会で意見を図らしている。 例えば、平成26年度に第2種区域を指定要請した際には、要請から県の指定まで2か月強かかった(2月24日要請→5月1日指定)が、当市に権限が移譲されれば、協議会と県の議論を行ふほど工夫することで、1ヵ月短縮することができた。 【必要性・解消策】 再開発と特例手続きを当市で一括して進めいくことで効率的な事業実施が可能であり、ひいてはコンパクトシティの実現にもつながるため、特例区域の指定に係る権限を中核市に移譲してほしい。特例の実施は基本計画にも記載し、同意を得ているのであるから、中核市で実施して問題ないものと考える。 なお、その前提として、本剤である大店法の届出等も中核市への移譲も併せて求める。	【支障事例】 今後、松山市の中央商店街で再開発に関する協議会を設立し、当市も協力して当該事業を進めていく予定であり、他の区域でも再開発の相談を受けている。 再開発では、商業施設の建設は必要不可欠であり、中心市街地の活性化に関する法律(以下、法という。)にある第一種特例区域、第二種特例区域の指定が有効であると考えているが、指定までは、①協議会を設置して市が指定区域を成し、住民に対し説明会を行った上で、指定要請を県に提出し、②県が審議会で意見を図らしている。 現在、当市では力所が第2種特例区域となっているが、要請した区域を全て同じであり、効率が悪く、迅速に進めていかなければならぬ。 例えば、平成26年度に第2種区域を指定要請した際には、要請から県の指定まで2か月強かかった(2月24日要請→5月1日指定)が、当市に権限が移譲されれば、協議会と県の議論を行ふほど工夫することで、1ヵ月短縮することができた。	中心市街地の活性化に関する法律第37条、38条、39条、65条、大規模小売店舗立地法第5条、6条、8条、9条等	経済産業省	松山市	大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)は、大店立地法第5条において、大規模小売店舗を新設する者の届出となる当該法の適用主を、「ある程度広範な地域を島嶼し、場合によっては複数の他の事例と比較しながら、影響の評価、対処方法の検討等を実施する主体である事が必要である」とする觀点から、都道府県及び政令指定都市としている。 中心市街地の活性化に関する法律(以下「中活法」という。)に規定される第一種特例区域及び第二種特例区域は、中心市街地の全部又は一部について、大規模小売店舗の迅速な用地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域であることから、大店立地法の特例を受け得る区域として規定されている。 この中活法に定める特例区域を設定する手続について、中心市街地に立地する大規模小売店舗が、上述の大店立地法第5条に基づき大規模小売店舗を新設する場合と同様、当該大規模小売店舗が立地する市町村のみならず近隣市町村へ影響を及ぼすことが想定されるため、大店立地法の法益を保護する観点から特例区域を定めることできる主体として都道府県及び政令指定都市を規定している。 なお、地方分権の觀点から、地方自治法第252条の17の2により、都道府県知事がかららしめの市町村の間に協議をし、条例を定めることにより、都道府県の事務の一部を市町村に移譲することができるようになっている。 松山市におかれましては、本規定に基づき、ござるの中活法および大店立地法における権限移譲につき愛媛県と協議して頂いたいた大店立地法上の権限についても、既に松田市、宇都宮市等の中核市を含む市町に移譲されている状況にある。 なお、地方自治法第252条の17の2に基づき、大店立地法の権限についても市町村に移譲することについては、自治体と当省との間で定期的に意見交換等を行うワーク会議(全国6ブロックごとに、毎年1回開催)等の場を通じて、周知していくこととした。	大規模小売店舗の新設等の届出については、隣接する市町村に及ぼす交通渋滞、交通安全、騒音等の影響への配慮が必要と考えるが、市内中心部に位置する中心市街地の大店立地法の特例区域の指定に関しては、近隣市町村への影響は想定されないものと考えている。 また、現行は都道府県及び政令指定都市が運用主体となっているが、指定都市の市には中核市より面積の小さい市もあるなど、中核市が運用主体となり得ないと想定していない。 県条例による事務処理特例での移譲についても愛媛県と協議しているが、本提案については、中核市における中心市街地への商業施設の集積によって、人口減少への対策やコンパクトシティの推進に資するものと考えており、法改正による権限移譲について、積極的な検討をお願いしたい。		

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 ※平27(2)12月22日閣議決定(記載内容) ※平26対応方針(平27.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を平26として併記 ※平28対応方針(平28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を平28として併記 ※平29対応方針(平29.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を平29として併記	対応方針の措置(検討)状況							
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定					
鳥取県、いわき市、越谷市、春日井市	<p>○現在、開発許可による造成を念頭において新工場の立地が計画されている。周辺に家庭があるため、都市計画法の規定に即した幅員に基づく緩衝帯を配置する必要がある。緩衝帯の面積は工場立地法の基準以上になっている。</p> <p>○工場立地法の規定を満たしても、都市計画法の規定を満足できないために、工場立地が妨げられるという問題が生じている。工場立地法を特例工場を対象とした特別法として位置づけることにより、都市計画法の規定における工場立地法に係る適用除外を設けることに賛同する。これにより、工場の有効利用が促進される。</p> <p>○都市計画法第3章第1節第1章で定められている基準(1ha以上の開発で4m以上の緩衝帯の設置)よりも工場立地法の基準より大幅に緩和した緩衝地帯が必要となり、計画変更を迫られる。工期が遅れる事例が、平成26年に1件あった。</p> <p>○都市計画法では、騒音や振動による環境悪化を防ぐために緩衝帯を整備することとなっているが、工場立地法においても、環境施設の設備基準として周辺の環境保持に最も寄与するうえに行うことの基準として定められており、都市計画法で規定する目的は異たしており、二重の規制は不要と考える。</p> <p>○開発許可を受けた造成地(1ha以上)において、緩地帯その他の緩衝帯として配置された部分を工場立地法に該当しない建築物の場合、車入口として利用したいので撤去できなか等の相談を受け、開発許可で設置された緩地帯を永続的に担保するための対応に苦慮している。このようなことから、緩地等の位置付けや配置等に関して都市計画法及び工場立地法において明確にする必要があると考える。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を尊重されたい。(第1次回答において本基準を適用しないことも可能である旨の記載があるが、どのような場合に適用除外となるのか基準を明確化していただきたい。</p>	<p>開発許可において緩衝帯の設置を求める基準の趣旨は、開発許可の申請段階(用地造成の前段階)においては、予定建築物の具体的な計画(施設の規模、設置される機械の種類等)の具体的な騒音源、震動源等)が必ずしも明かでないところから、あくまでも暫定的である観点によるものである。</p> <p>一方、工場立地法において緩衝帯の基準を適用除外とする場合に、緩衝帯の設置が行われるものあるものであるため、工場立地法はの適用除外の範囲を広げた場合、規制行為の後も用途変更等で開発区域の分割が行われる場合など、結果的に二重立地法の適用除外となり、周辺環境の保全のために必要な措置が講じられないといった支障も考えられることから、工場立地に関する準則を適用除外とすることは困難である。</p> <p>緩衝帯の設置基準と工場立地法との関連については、現行の開発許可制度を運用指針において、「開発行為の目的が工場用地とするものである場合には、工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」の運用による顕著ではないよう十分配慮する必要があること」、「開発許可の基準の趣旨は緩地帯その他の緩衝帯の配置に関し、同準則を上回りて求めている趣旨はないこと」などの考え方を明記しており、前回回答のおり、開発許可者が予定建築物の形状、周辺の状況等を勘案して工場立地法に基づく緩地、環境施設の設置等により、本基準と同等の緩衝機能が確保され、騒音、振動による環境の悪化もたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能である。</p> <p>上記のような運用指針の趣旨の一層の明確化を図ること等について検討するため、本基準の運用実態や地方公共団体の意向等を調査する。</p>										
	<p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手掛け方による検討を求める 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>工場立地法における集積区域設定に当たっては、「国土形成計画や農業振興地域整備計画、都市計画等の各種土地利用に関する計画又は方針との整合性の確保を図るとともに、都市機能の無秩序な拡散を招かないよう十分配慮することや、自然環境保護全般重要な地域への過分な配慮が必要である。(地域における産業集積の形成及び活性化の促進に関する法律の第2条(1))」としている。</p> <p>特に、自然環境全般重要な地域への過分な配慮には、「自然公園法で規定する自然公園地域、自然環境保護法で規定する原生自然環境保護区域、鳥獣の保護及び鳥獣の適正化に関する法律で規定する鳥獣保護区、絶滅の恐れのある野生動物の種の保存に関する法律で規定する生息地等保護区域等の環境保護全般重要な地域については、集積区域の設定を行わないよう配慮すること(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律実施要領 第2.4.)」としており、これらの多くは、都道府県の事務の権限とされているものである。</p> <p>このため、指定都市の区域内における基本計画であつたとしても、都道府県と指定都市が共同して作成することにより適切な基本計画の設定が可能となるものと考えている。</p> <p>なお、国においては、同意協定の迅速化を図る観点から、事前審査・事前協議は原則行わないこととするなどの対応を既に実施(平成27年2月10日 事務連絡)しているところである。</p>										
	<p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手掛け方による検討を求める 【全国市長会】 中核市の現状について十分に確認の上、手掛け方による検証も含め検討すること。 なお、人員確保・体制整備のための十分かつ確實な財政措置が必要である。</p>	<p>○法律による移譲は、事務処理特例制度とは財政措置、条例制定に関する都道府県の意向を踏まえた上で、手掛け方による検討を求める。 ○中心市街地活性化法に規定する特例区域の指定権限について、大規模小売店舗立地法の事務・権限と分離して移譲することに具体的な支障がないのであれば移譲すべきではない。 ○「広汎な地域を鳥瞰し、場合によって複数の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行い導く主体」として都道府県・指定都市が権限主体とされているが、中核市には指定都市より広汎な面積を有する市も多数あり、中核市においても広汎な地域を鳥瞰し対応すること可能であると考えるために権限移譲すべきを考えるが、この場合具体的な支障はあるのか。 ○近隣市町村との調整については、現在事を実施している指定都市において、立地店舗が市町から一定距離以内の場合に情報提供して対応している例もあり、中核市でも同様の適用をすることで対応可能なため、中核市まで権限移譲すべきではない。 ○現在、両法の事務・権限について、移譲希望を内閣府と経済産業省が共同で調査しているが、その結果を踏まえ、中核市への一律移譲を検討いただいた。 その際、提案団体が特に望んでいる中心市街地活性化法上の指定権限の移譲について前向きに検討いただきたい。</p>	<p>○中核市への権限移譲に関するアンケート調査結果を踏まえた考え方について> ○大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」)の届出に関する事務処理に中心市街地活性化法の特例区域の指定に関する事務処理と権限を中核市へ移譲することについて、今回実施したアンケートの結果、権限移譲を検討している中核市は複数(※)であったことから、中核市に対して一律に権限移譲する必要性は認められない。 ※ 中核市42件の回答うち、 □大店立地法の届出に関する権限移譲:希望する1件、希望しない9件 □中心市街地活性化法の特例区域指定に関する権限移譲:希望する3件、希望しない21件</p> <p>○改政令指定都市ではなくとも中核市が運用主体になり得るという指摘について> ○大店立地法制定時からの法趣旨において、大店立地法及び中心市街地活性化法の特例区域の適用主体を都道府県及び政令指定都市としているのに、以下の点の理由による。 ○現在、両法の事務・権限について、移譲希望を内閣府と経済産業省が共同で調査しているが、その結果を踏まえ、中核市への一律移譲を検討いただいた。 ○その際、提案団体が特に望んでいる中心市街地活性化法上の指定権限の移譲について前向きに検討いただきたい。</p>	<p>○中核市への権限移譲に関するアンケート調査結果を踏まえた考え方について> ○大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」)の届出に関する事務処理に中心市街地活性化法の特例区域の指定に関する事務処理と権限を中核市へ移譲することについて、今回実施したアンケートの結果、権限移譲を検討している中核市は複数(※)であったことから、中核市に対して一律に権限移譲する必要性は認められない。 ※ 中核市42件の回答うち、 □大店立地法の届出に関する権限移譲:希望する1件、希望しない9件 □中心市街地活性化法の特例区域指定に関する権限移譲:希望する3件、希望しない21件</p> <p><改政令指定都市ではなくとも中核市が運用主体になり得るという指摘について> ○大店立地法制定時からの法趣旨において、大店立地法及び中心市街地活性化法の特例区域の適用主体を都道府県及び政令指定都市としているのに、以下の点の理由による。 ○現在、両法の事務・権限について、移譲希望を内閣府と経済産業省が共同で調査しているが、その結果を踏まえ、中核市への一律移譲を検討いただいた。 ○その際、提案団体が特に望んでいる中心市街地活性化法上の指定権限の移譲について前向きに検討いただきたい。</p>	<p>○中核市街地活性化法の特例区域の指定権限について、大店立地法の事務・権限と分離して移譲することについて> ○中心市街地活性化法における大規模小売店の立地促進のために大店立地法の手続きを簡素化・適用除外とする中心市街地活性化法の特例区域の指定については、上述の大店立地法と同様の考え方から、運用主体を都道府県及び政令指定都市としているところ。 ○また、大店立地法による大規模小売店の立地による周辺地域の生活環境への配慮という法益が中心市街地活性化法の中心市街地の活性化という法益の比較衡突による判断が必要であり、本来、同一の行政官によって運用されることが望ましい。 ○アンケート結果からも、効率性等の観点から、大店立地法の届出と中心市街地活性化法の特例区域の指定に係る事務はセットにすべきといった意見が、特に都道府県から少なくなくあった。以上を踏まえると、両法事務を切り離しての移譲を検討することは不適当であると考える。</p>	<p>○経済産業省】 (2) 中心市街地の活性化に関する法律(平10法92) ○大規模小売店舗立地法の特例に関する事務(37条及び65条)については、大規模小売店舗立地法(平10法91)に関する事務と一体でなくとも、条例による事務処理特例制度(地方自治法に昭22法67)252条の17の2第1項)により、中核市を含む市町村が処理することが可能であることと、地方公共団体に平成27年度中に通知する。あわせて、事務処理特例制度の活用状況を踏まえつつ、中核市が当該事務を実施することについて、都道府県及び中核市の意向やその効果、課題等を確認する。</p>	<p>○経済産業省】 (2) 中心市街地の活性化に関する法律(平10法92) ○大規模小売店舗立地法の特例に関する事務(37条及び65条)については、大規模小売店舗立地法(平10法91)に関する事務と一体でなくとも、条例による事務処理特例制度(地方自治法に昭22法67)252条の17の2第1項)により、中核市を含む市町村が処理することが可能であることと、地方公共団体に平成27年度中に通知する。あわせて、事務処理特例制度の活用状況を踏まえつつ、中核市が当該事務を実施することについて、都道府県及び中核市の意向やその効果、課題等を確認する。</p>	<p>○通知部分は平成28年1月20日付に掲載 ○状況調査部分は平成29年2月に地方公共団体における事務の取扱いについて(平成28年1月20日付け事務連絡) ○(状況調査部分) 平成29年2月に全国の自治体に対して、事務処理特例制度の活用状況について調査したところ、現状、活用している自治体はなかった。併せて、今後活用を検討している自治体の意向等を確認したが、現時点では権限移譲を検討する状況はないないと判断した。</p>					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野							見解	補足資料		
324	B 地方に対する規制緩和	産業振興	大規模小売店舗立地法における店舗面積当たり日来客数と自動車分担率について、東京都の特別区内における他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項	【改革すべき指針の根拠条文】 大規模小売店舗立地法第4条第2項ニ号イ駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 【指針改正の内容】 「大規模小売店舗の店舗面積当たり日来客数及び自動車分担率の原単位の緩和」を、既成市街地でも適用できるよう、指針の基準を見直す。 【指針の改正の必要性】 本指針の基準によれば、既成市街地における公共交通が充実した駅前地区であっても、東京都の特別区以外では、より多くの駐車台数確保が必要となり、効率的な再開発が進まない要因につながっている。 本指針の地域の事情は多種多様であることをから、法律運用主体が効力的に判断し、運用を行うことが期待されているところである。その場合には、法律運用主体は、必要な調整的な運用を行うことはもちろん、本指針の基準から合理的ではない負担を設置者に求めることもある。また、手帳用の公平性、透明性が求められるよう、地盤の基準を明確化することが必要である。」と明記されるとともに、東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合においても地区特性に適した対応がなされず、運用の公平性、透明性が確保できていない。 結果として、大規模小売店舗立地法の目的(第1条)である国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することができないことから、本指針についても、より地域の事情を反映した弾力的な運用が進められるよう基準の見直しが必要と考える。	【改革すべき指針の根拠条文】 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示16号) 注2)「人口」とは、立地市町村の行政区画人口をいふ。(○自動車分担率について)なお、東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合は、「日来客数」については「人口40万人以上」の、「自動車分担率」については「人口100万人以上の原単位を用いるものとする。	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき駐車場必要台数について、算出式等を指針の中表示しているが、併せて、自動車・公共交通機関等の利用状況等の地域の実情に応じて、大店立地法の運用行政である都道府県等において地域の基準を定め、運用することもできることがあります。既に一部の県、市では独自の基準を定めています。 二都市市長会にて、確保すべき駐車台数の権利を実現したいのであれば、東京都の基準を定めるよう、東京都と協議して頂きたい。 なお、都道府県等において、地域の実情を反映した地域の基準を設けることができるなどについては、自治体と当省との間で定期的に意見交換等を行なう会議(全国6ブロックごとに、毎年1回開催)等の場を通じて、周知していくこととした。	三鷹市	経済産業省	各府省からの第1次回答	一例として、東京都大規模小売店舗立地審議会による東京都における大規模小売店舗の必要駐車台数の地域の基準に関する答申によると、指針の運用として駐車場必要台数の地域基準は策定しないと結論付けられており、本指針の趣旨の反映には至っていない。 大店立地法においては、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため、設置者が配慮することが求められている具体的な事項を示すため、指針が定められている。 一方で、東京都では、都市計画区域マスタープランによりゾーンごとの将来的な利用、身近な団塊では、交通結節点などを中心に、市街地を集約型の地域構造へ再編することにより、大規模小売店舗立地法についても地域の実情を踏まえた運用が今後ますます必要になるものと思われる。 ついては、合理的ではない負担を設置者に求めることのないよう、また、運用の公平性・透明性が確保されるよう、地域の基準を明確化に努めながら、本指針の趣旨である地域の事情を反映した運用がより一層図られるよう、国からも法律運用主体に働きかけられたい。		
64	B 地方に対する規制緩和	産業振興	LPガス新型バルクローリーによる高圧ガス保安法上の許可を受ける義務の廃止	LPガス新型バルクローリーについて、民生用は液石法※2の充てん設備の許可を受けたる義務の廃止	【提案理由、規制緩和の必要性】 LPガスの新型バルクローリーは、主に民生バルク貯槽(アパート、飲食店等)に供給されており、この場合、液石法の許可(第37条の4第1項)を受けて使用されている。一方、工業用(工場等への供給)に使用する場合は、別途、高圧法の許可(第5条第1項)が必要となっている。しかし、実質的には、いずれの場合も新型バルクローリーは液石法の規制の下で安全に使用されており、十分保安が確保されている。このため、新型バルクローリーについて液石法の許可を受けなければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 具体的には、新型バルクローリーについて液石法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 ※1 LPガスをタンクに充てんするためのポンプを有するシングルローリーで、一定の安全装置等を備えるもの。 ※2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	【提案理由、規制緩和の必要性】 LPガスの新型バルクローリーは、主に民生バルク貯槽(アパート、飲食店等)に供給されており、この場合、液石法の許可(第37条の4第1項)を受けて使用されている。一方、工業用(工場等への供給)に使用する場合は、別途、高圧法の許可(第5条第1項)が必要となっている。しかし、実質的には、いずれの場合も新型バルクローリーは液石法の規制の下で安全に使用されており、十分保安が確保されている。このため、新型バルクローリーについて液石法の許可を受けなければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 具体的には、新型バルクローリーについて液石法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 ※1 LPガスをタンクに充てんするためのポンプを有するシングルローリーで、一定の安全装置等を備えるもの。 ※2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液石法 第37条の4第1項 高圧ガス保安法 第5条第1項(又は第14条第1項)	経済産業省	富山県	本件(新型バルクローリーを使用して充てんする場合)にあっては、高圧法に基づく許可の要件は、複数の容器を設置している容器貯槽での充てん作業が想定されるため、液石法の要件と同等ではなく、「液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けるものとみなす」とはできないが、許可申請に当たり高圧法と液石法とで重複する添付書類については、事務処理を軽減する方向で検討したい。	重複する添付書類を省略可能とすることにより事業者の事務的な負担は一定程度軽減されることとなるが、金銭的な負担は軽減されない。 実際の作業において、新型バルクローリーから充てんするという行為自体は民生用と工業用で同じと考えられるところから、許可申請の審査基準のうち「充てん作業の基準」の取り扱いを高圧法と同様にするなどしたうえで、手続きを液石法に1本化することが望ましいのではないかと考える。	
65	B 地方に対する規制緩和	産業振興	高圧ガス保安法におけるコードエバボレータによる第二種貯蔵所の届出義務の廃止	高圧ガス保安法の「第二種製造者」として届け出た「一定規模のコードエバボレータ」は、事業者に「第二種製造者」(高圧ガス保安法第5条第2項第1号)、「第二種貯蔵所」(第17条の2第1項)の2つの届出義務があるものの、第二種貯蔵所に追加的に適用される規制が帳簿の記載・保管義務(第60条)のほかなく、両方にについて届け出ることは、事業者にとって手続が煩雑であり、負担が大きい。 このため、帳簿の記載・保管義務を第二種製造者に課すことなく、第二種製造者の届出が必要となる第二種貯蔵所については第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。 ■処理能力：1日30m以上100m未満(比較的安全な不活性ガスの場合は1日30m以上300m未満) ■貯蔵量：300m以上1,000m未満(不活性ガスの場合は300m以上3,000m未満)	【提案理由、規制緩和の必要性】 次の規模に該当するコードエバボレータは、事業者に「第二種製造者」(高圧ガス保安法第5条第2項第1号)、「第二種貯蔵所」(第17条の2第1項)の2つの届出義務があるものの、第二種貯蔵所に追加的に適用される規制が帳簿の記載・保管義務(第60条)のほかなく、両方にについて届け出することは、事業者にとって手續が煩雑であり、負担が大きい。 このため、帳簿の記載・保管義務を第二種製造者に課すことなく、第二種製造者の届出が必要となる第二種貯蔵所については第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。 ■処理能力：1日30m以上100m未満(比較的安全な不活性ガスの場合は1日30m以上300m未満) ■貯蔵量：300m以上1,000m未満(不活性ガスの場合は300m以上3,000m未満)	【具体的な支障事例】 事業者は、第二種貯蔵所の届出に関する書類(A4紙ファイル1冊分)の作成が負担となっている。	高圧ガス保安法 第5条第2項第1号 第17条の2第1項第60条	経済産業省	富山県	本件にあっては、貯蔵量の多いコードエバボレータであり、300m以上のおよびの高圧ガスを貯蔵していること自体がリスクであることから、帳簿の記載・保管を貯蔵所に求めるとともに、都道府県は、当該貯蔵所の適切な管理をしていくことが必要である。このため、求める技術基準が第二種製造者と同様であることをもって第二種貯蔵所の届出を不要とすることはできないが、届出に当り重複する添付書類については、事務処理を軽減する方向で検討したい。	重複する添付書類を省略可能とすることにより事業者の事務的な負担は一定程度軽減されることとなるが、提案に示すコードエバボレータについては適用される基準が同じ貯蔵を含む製造の基準であることから、手続きを1本化するほうが望ましいのではないかと考える。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
201	A 権限移譲	消防・防災・安全	高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限の指定都市の指定による移譲	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」 【制度改正の必要性】 高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限の移譲は、「消防法に基づく危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督を行うことによる、保安体制の充実」を目的としており、近年、重大事故が発生している特定製造事業所等に係る事務・権限を移譲対象から除外することは、本来の目的に逆行しているとして考へられない。経済産業省産業構造審議会高圧ガス小委員会(平成27年3月12日開催)では、移譲対象から除外する理由として、「爆発等の危険のある高圧ガス、危険物及び毒劇物等が多数の設備機器に大量に集積されており、しかも設備機器が直接して設置され、生産プロセス上相互に密接な一体關係に置かれていることから、災害発生時には、その被害が市域を越えて広域的なものとなる恐れがあるため。」とされているが、指定都市は現在もコンビナート地域に所在する危険物製造所等の設置の許可等の事務及び災害対応を行っていること、及びコンビナート地域における災害発生時は、石油コンビナート等災害防止法に基づき災害の拡大防止等が図られるこから、当該理由に矛盾が生じている。なお、被害が市域又は県域を越えて広域的なものとなつた場合でも、消防相互応援隊及び緊急消防救援隊の制度により現在も対応している。 また、特定製造事業所等の施設の多くは、消防法及び高圧ガス保安法の規制を受ける施設(高・危険在施設)であり、申請窓口を一本化して事業者の負担を軽減するという地方分権の基本的な考え方から外れるものである。	改訂後の高圧ガス保安法第79条の3 経済産業省長会 指定都市市長会	経済産業省では、高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限の指定都市への権限移譲にあたり、きめ細かいアンケートや産業構造審議会高圧ガス小委員会を通じ、関係自治体や事業者の声を聞きながら慎重に検討を重ねてきた。その結果、複数の県及び指定都市から(事業者等の)規模が大きく、災害発生時に指定都市の境外へも影響を及ぼす可能性が大きいため、移譲すべきではないといった懸念が明示的に示されたこともあり、昨年末に「特定製造事業所等に係るものを除く。」との結論に至っている。提案について検討を行うに当たっては、当該懸念が解消されるような状況変化等の事実確認が必要なものと認めた。 なお、法令で移譲しない範囲については、地域の実情に応じて地方自治法第252条の1の2の2における事務処理特例により個別に移譲することが可能であることから、必要に応じて都道府県と相談してほしい。	今回の提案にあたりましては、御指摘の当該懸念に対する対応の可否等について、各指定都市の消防機関による検討を行うとともに、共同提案とすることについての考え方を協約した結果、特定製造事業所等を含めて権限移譲を求めることがいいえども、特別異議はなく合意形成が図られたことから、指定都市市長会による共同提案に至ったものです。 指定都市の消防機関は、これまでも様々な大規模災害に対応しており、行政区域外でも影響を及ぼす可能性がある災害が起きた場合であっても、近隣消防機関による緊急消防援助隊等の連携体制が構築されていることから、指定都市の消防機関において適切に対応することができると言えています。 提案のごとく特定製造事業所から高圧ガス保安法第39条に基づく緊急措置命令を行うことが可能になり、コンビナート地域における災害発生時に、これまで以上に公共の安全の維持及び大規模災害の発生の防止に貢献することになりますので、このメリットを最大限に活かすためにも再考いただきたいと考えております。 なお、経済産業省の回答のとおり、地域の実情に応じて事務処理特例により個別に移譲に向けた相談・調整を各府県と行った場合には、この間の同省における慎重な検討内容や複数の県等から示された懸念等が最も重要な協議・調整事項となりますので、是非、詳細な内容を御教示くださいるようお願いいたします。				
294	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	動物生態調査用遠隔測定発信器による火薬類取締法の規制緩和	野生動物対策を効果的に進めるために、一定量以下の火薬類を使用する動物生态調査用遠隔測定発信器について、無許可譲受での購入を可能とする。又は、届出制とする等の取扱いとする。 【具体的な支障事例】 野生動物調査用遠隔測定発信器は平成24年度の経済産業省での検討を経て、火薬を使用した発信器は、火工品として火薬類取締法の規制対象とされた。 他方、神奈川県では、通常の有害鳥獣対策では対応が難しい高標高域でシカが高密度で定着し、シカの採食による林床植生の著しい衰退や、植樹が消失した場所での土壤流出が深刻化していることから、森林が持つ水源涵養機能の喪失等、從来の農林業被害を超える社会的リスクが非常に高まっています。クマの人里出没等の問題にも影響している可能性がある。こうした状況の下、広域で野生動物の行動を調査することがますます重要になっている(環境省が所管する法律、ガイドライン等や農林水産省の)野生鳥獣被害防止マニュアルでも科学的データに基づく野生動物の保護及び管理の重要性が示されている。 しかし、火薬類取締法において発信器の譲渡又は譲受が許可が必要となっていたため、譲渡の許可申請を行い、許可を受けてから発信機を発注して納品され使用可能となるまでには、概ね3ヶ月以上を要し、迅速な調達が困難であり、特にクマの人里への執着が多発するなど突発的な場合の対策等に支障を来たすおそれがある。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では基本性能の高さ、脱落回収の作動の確実性から、脱落装置に火薬を用いた発信器を採用している。動物の出没状況に応じて監視応対に対応し、一連の作業を円滑かつ迅速に実施するためには、発信器について無許可譲受で購入可能とする。又は、届出制とする必要がある。	火薬類取締法第17条第1項 経済産業省 神奈川県	動物生態調査用遠隔測定発信器は、野生動物の生態調査における有効ツールとして、野生動物被害の社会問題化を背景にその需要が増加してきたため、平成25年に規則及び告示を改正し、当該発信器の法令上の位置づけを明確化するとともに、使用実態を踏まえ、その取扱について目的及び数量を制限した上で火薬類外貯藏及び無許可消費を認めらるる規制緩和を図ったものである。 譲渡・譲受については許可制としているが、これは許可申請時にその目的等を確認することで、内戦された火薬又は爆薬を集める等の犯罪等を目的とした火薬の入手や使用を防止しているものであり、ひきつづき現行規定のより許可制とすることが必要である。提案にあるような無許可又は届出制の取扱いどころか困難である。 なお、提案団体の実情に関しては、火薬類の譲受・譲渡許可については、書類不備等の場合を除いて基本的に標準処理期間(7日間)内で処理されているとともに、貯蔵場所等の問題がなければ前年度実績零等踏まえた年間使用見込み量による申請も認められていると認識しております。当該手続きが発信機の調達に時間を要する原因になっているとは考えにくい。	動物生態調査用遠隔測定発信器については、野生動物の行動域を把握し生態調査を実施するための有効なツールとして、本県においては、自然環境保全センターが平成25年度からシカ・クマへの装着を開始している。 本県でのこのような新たな業務が開始されてから3年が経過し、当初は火薬類取締法に基づく譲受・譲渡の許可を受けるまでに時間を要していたが、年々、運用の改善等により所要時間は短くなっています。 しかし、シカノワマ大量出没等の緊急事態においては、標準処理期間内(7日間)の処理では、即時に対応することができ困難な場合もあることから、譲受・譲渡を無許可又は届出前にすることは現実に入れないので、都道府県等の行政機関が発注する委託業務に限っては、県が所有する発信機だけではなく、予備的に受託者が保有する発信機を使用することを可能とする措置を検討されたい。				
74	A 権限移譲	環境・衛生	採取計画の認可事務等の都道府県から市町村への移譲	県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村がその役割を追加に担えるよう権限移譲を求めるもの。	富山県は、南部に北アルプス・立山連峰といった山々を有し、山に積もった雪は、春先に雪解け水となり、地表や地中に流れ入ります。このようない地理的要因もあり、本県は豊富な地下水資源を有しており、昭和60年には環境省(現在の環境省)が、きれいな水で、地域住民等による保全活動がなされている名水や故事水源を有する名水を選定した「昭和の名水百選」と、平成20年に選定された「平成の名水百選」にそれぞれかわらず、合わせて6か所が選ばれています。 このような環境のなか、陸砂利採取を地盤の実情が勘案されないまま認可されれば、貴重な地下水脈の毀損や、泥水の混入等による飲用地下水、海洋の汚染等が生ずります。他の理由では、県が行う認可・不認可について、市町村が関与する余地がない状況です。この状況のなか、いっつん問題が発生してしまうと、他の理由では、県が行う認可・不認可について、市町村が関与する余地がない状況です。この状況のなか、いっつん問題が発生してしまうと、他の理由では、県が行う認可・不認可について、市町村が関与する余地がない状況です。この状況のなか、いっつん問題が発生してしまうと、他の理由では、県が行う認可・不認可について、市町村が関与する余地がない状況です。このことから、地域の実情にあわせた適正な砂利採取が行われるよう、今回の提案募集で権限を要望するものです。	砂利採取法第36条 経済産業省 滑川市	本提案は、砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について市町村への権限移譲を求めるものであるが、各市町村間では事務処理能力等に大きく差があることから、法による全国一律の権限移譲については慎重に検討すべきである。 滑川市の権限移譲に係る要望については、富山県側に対し地方自治法第252条の17の2の権限移譲を求ることで達成可能である。また、滑川市が具体的な支障事例として挙げている水質の汚濁、汚染土壌による埋め戻し等については現行の砂利採取法37条で県知事に対し必要な措置を要請することによって対応可能である。	再度、県と市務処理特例条例での移譲に関する協議を予定しており、貴者の御回答に対して意見は無い。 ただ、当市では、7月に砂利採取場の埋め戻しで不法投棄事案が判明するなどしており、そうした問題が発生していることを認識いたしました。			

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各省府省からの第2次回答	平成27年の方針からの提案等に関する対応方針 平成27年12月20日閣議決定記載内容 ※平28対応方針(平27.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋をく平28>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋をく平29>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋をく平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手 挙げ方式による検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>「当該懸念に対する対応の可否等について、各指定都市の消防機 関による検討を行わえたことだが、その内容を御教示頂きたい。 具体的な关心事項としては、昨年6～7月に道府県及び指定都市に 対するアンケートを実施した際、「懸念がある」と回答した指定都市 が、どのような状況変化に基づく判断で問題ないと結論を得 たのかという点であり、これが国民説明の観点から極めて重要な点である。 経済産業省としては、事務・権限の移譲に関し、公共の安全の確保 を維持しつつ実施可能かという点を第一に考えているため、御理解頂 きたい。 なお、広域的な対応策として連携体制の構築を御説明頂いている が、これは從前からの取組であり、それを前提にアンケート実施当時 は「懸念がある」と回答されているものと思料。 また、経済産業省における検討内容等については、以下のURLを 参照頂きたい。 ○産業構造審議会高圧ガス小委員会(第5回・第6回・第7回) http://www.meti.go.jp/committee/gizi_1/27.html</p>					
		<p>【全国市長会】 事実関係について提案団体と十分に確認を行なうべきである。</p>		<p>火薬類の譲渡・譲受を許可制している趣旨は、許可申請時にその 目的等を確認することで、内臓された火薬又は爆薬を集め等の犯 罪等を目的とした火薬類の不正な入手や使用の未然防止を図る所 するものである。このため、動物生態調査用隔測定発信器について もきつづき許可制とすることが必要であり、提案にあるような無許可 又は届出制の取扱いとすることは困難である。 なお、提案団体の実務に關しては、火薬類の譲受・譲渡許可につい ては、前年度実績等を踏まえた年間使用見込み量による申請も認め られていると認識しており、当該発信器について、あらかじめ野生動物 大量放出等の緊急事態を想定した年間使用見込み量により譲受許可 を申請することは可能と考えられる。 また、許可を要する取り扱い火薬類を、譲受目的の範囲内で転用 することは、(1)に記載のとおり、ご指摘の事例の場合、都道府県 等の委託業務の目的(動物の駆逐を目的とする調査)が、受託者が別 に譲受許可を受けて保有する発信器の使用目的(動物の駆逐を目的 とする調査)の範囲内でなければ、当該発信器を委託業務の用に転用 できるものと考えられる。貴重の火薬類取締法所管部署に法令の適用 解釈についてご確認されたい。</p>					
豊橋市		<p>【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、砂利採取時における採取計画の認可(河川管理者に係るものと聞く、以下同じ)、認可 採取計画の変更の命令、砂利の採取の停止 の命令、認可の取り消し又は砂利の採取の停 止の命令、砂利採取事業者からの報告の徵 收、砂利採取事業者への立入検査について は、市に権限を移譲するべきである。 【全国市長会】 地域の実情に応じた対応が可能となるよう 手挙げ方式による移譲を求める。</p>							

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
76	B 地方に対する規制緩和	その他	特定計量器(質量計)定期検査の規制緩和について	【特定計量器(質量計)定期検査に係る規制緩和】 特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられているが、当制度は度量衡法を前提とした昭和26年当時から現在の計量法に至るまで継続されている。 実際、本市では、4名の職員で年平均1,500台もの特定計量器の定期検査を行わなければならない状況である。 平成17年から製造・出荷されている計量器については、日本工業規格(JIS)に対応する製品となっており、計量器の信頼性が高まっている。昭和26年当時は状況は大きくなっている。 実際、本市では検査に不適合となる特定計量器は、1%以下(うち全てが平成17年以前に製造の計量器)に留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ確保されていると考える。 また、平成20年の計量制度検討小委員会でも製造技術の向上や、適性計量についての確認手段の充実により必要最小限の規制対象とするとの記載があり、検査周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考える。	計量法第19条1項 計量法第21条1項	経済産業省	郡山市、太子町、田川市	計量法の規制対象となる特定計量器の構造については、型式ごとに承認(型式承認)を受けることが可能だが、非自動はかりの場合、計量性能が経年劣化するため、適正な取引又は証明を行うためには定期的に計量誤差を確認する必要がある。 加えて、計量性能の劣化は、使用状況・条件(使用頻度、質量、環境等)によっても異なるため、個々の計量器毎に定期的に確認を行う必要があり、さらにには型式承認後に不正な調整が行われた非自動はかりを排除するためにも、2年に一度の定期検査を実施している。 加えて、国際的な類似の制度においてはかりの定期検査周期は1~2年程度となっている。 また、定期検査の周期の妥当性については、実施主体である都道府県、特定市、指定定期検査機関の不適合率も調査する必要がある。	特定計量器(質量計)については、近年、計量器の信頼性が高まっていることに加え(本市不合格率1%以下)、定期検査や商品量目立人検査、普及啓発事業の実施等により、特定計量器使用者の計量管理意識も格段に向上了としていると考える。 例えば、本市内大手スーパーなどにおいては、計量法より厳しい量目公基準を自社で定め、同基準による計量を実施したり、自動的にメーカーの定期的なメーティングを実施したりしている。 また、水場など性能劣化が想定される環境下で計量器を使用する事業所では、適宜計量器の買い替えも進められている。 このように、事業者の意願も高まり、日頃から適正な計量を行うための適切な対応がなされおり、これで当然本市内事業所に限ってのことではないと思慮される。 さらに、近年の厳しい消費者自らも鑑み、不正な調整は事業者にとってアドバティックが大きく、定期検査期間の延長が直接不正な調整につながるとも考えられない。 このようなどから、全ての量計に一律、2年に一度の定期検査が義務付けられるのではなく、一般消費者への影響や使用実態に配慮した規制緩和が必要と考える。			
161	B 地方に対する規制緩和	産業振興	特級基準分銅の検査印有効期間の延長	【制度改正の必要性】 基準器検査規則第21条の二の八により、有効期間が4年に定められているが、校正施設(産業技術総合研究所つくばセンター(※))への輸送等に多くの費用(搬送委託の場合は5万円程度、直接持込の場合は6万5千円程度)が必要であることを検査期間も1~2ヶ月を要すること、また、輸送による振動や損傷等のリスクがあること等、支障が生じている。 ※平成26年4月から、大阪でも実施していた法定計量業務がつくばセンターに集約されたため、検査を受ける際は、全都道府県のどの自治体であってもつくばセンターへ輸送や直接持込を行うことになっている。 加えて、特級基準分銅の使用頻度は、年間2回程度と少ない。 経済産業省の計量制度検討小委員会の平成20年の報告書においても「取引又は証明における当事者同士が計量に関する技術的知識を有していない、JCSS制度においても取引又は証明における当事者同士が計量の正確さについての確認手段が充実していることや、ハドウェアの性能が向上し、技術的に正確な計量を損なう問題が発生する可能性が低いことを踏まえ、計量器の使用実態を見つづき、国や地方公共団体の関与を真に必要なものになると記載されているとおり、手入れ等の管理を万全にしていれば、有効期間が延長されたとしても合格基準を満たす可能性が高い。実際に、岐阜市においては、これまで不合格となつた実績はなく、自治体の計量業務の適切な実施の観点から見ても、過度な規制ではないかと考えられる。 特級分銅に比べ使用頻度の高い一級基準分銅の有効期間は5年であることから、これと同様に有効期間を5年に緩和していただきたい。	計量法第104条 計量法第2項 基準器検査規則第21条の二の八	経済産業省	岐阜市	特級基準分銅は、基準分銅の中で最上位に位置づけられ、下位の分銅の精度確認及び精度の高いばかりの精度確認用に用いられるものであり、自治体内のすべての非自動はかりの定期検査において基準となる分銅である。 分銅は、その使用頻度よりもより品質が徐々に減少することが知られており、1級基準分銅よりもその許容誤差(公差)が1%以内と極めて高い精度が求められることから、1級基準分銅と同じ有効期間(5年)とするのは適切ではない。 貴省の此次回答のとおり、特級基準分銅については、極めて高い精度を維持しなければならないのであるが、使用頻度、環境条件、保管方法等が適切であれば、本市の事例のように長期間、正確に精度を保つことは可能である。 また、同程度の分銅の校正周期は、日本の民間の校正制度である計量トレーサビリティ(JCSS)制度においては3年、諸外国においては1~2年としていることから、現在の3年は妥当である。さらに、分銅は古くから金属の塊であり、技術進歩や使用頻度によって、その有効期間の延長の可否を検討する類のものではなく、3年程度でのその精度確認を定期的に行うのが適切である。 なお、基準器(特級基準分銅)については、すべての特定市において必ずしも保有しなければならないのではなくため、提案市において特級基準分銅の使用頻度が少なく、使用頻度によって輸送コストの負担感が感じているというであれば、県も含めた周辺自治体による基準器検査の協力体制を検討することも一案。	岐阜市が所有する特級基準分銅は、平成12年度に購入したものであるが、例えば、20kgの場合、購入から現在までの約15年間で、計4回の基準器検査を受換ったが、過去の成績書にも記載されているとおり、すべての検査項目において器差は0であった。 貴省の此次回答のとおり、特級基準分銅については、極めて高い精度を維持しなければならないのであるが、使用頻度、環境条件、保管方法等が適切であれば、本市の事例のように長期間、正確に精度を保つことは可能である。 また、諸外国との比較については、貴省の回答に記載されているように各國において制度が異なるため単純に比較できるものではなく、法の目的である精度の維持が達成されるのであれば、現行の3年とする必要はないとも考えられる。 期間経過により品質の誤差が生じる可能性よりも、むしろ、特級基準分銅が輸送時に損傷を受けること等による誤差の可能性の方が高いのではないかと考えられ、基準器検査期間を5年と緩和していただきたい。 なお、周辺自治体による基準器検査の協力体制については、本市でも岐阜県と検討するところであるが、その場合であっても県は検査を受ける必要があり、費用負担に係る支障以外の支障(損傷等のリスクなど)は解消されない。			
107	A 権限移譲	産業振興	中小企業・小規模事業者扶助法に基づく各種支援機関の連携による支援体制整備について	【制度改正の必要性】 各都道府県の中小企業・小規模事業者ワントップ支援機関の連携による支援体制整備に立ち入りながら重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ましい。 支援の実効性を定めようすることが必要だとすれば、国の要領等やコーディネーター等を対象とした研修会等を国が実施することで都道府県等の事業者、必要となる人員、財源とともに、中小企業から各都道府県へ移譲する。 所謂小規模基本法、小規模支援法の趣旨に基づき、小規模企業の持続的な発展や県、市町で策定中の地方創生総戦略の着実な推進のためには、各種支援機関同士の緊密な連携により、国のみならず県、市町の施策を多くの企業に有効に活用してもらうことが重要である。	中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援事業公募要領	経済産業省(中小企業庁)	栃木県	本事業は、全国に約385万業者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル・質・専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとにバラバラだったり、あるなどの問題が存在するが、もともと経営者等に分かれてしまっていない、一つがあつたため、十分な経営相談が受けられず、地域をまたぐと困ってしまうといった。 各地域に営業相談所が設けられ、ここは国と地方の両者、経営支援窓口によらず支店の窓口を統一する。既存の支援機関では解決が困難な経営相談に応じる組合的・先進的アプローチの実践等があるものである。さらには全国本部を設置し、各拠点での支援レベル等にバラツキなどが出ないよう適切な評価や管理制度を行っている。 また、都道府県・市町村等の各種支援機関同士の連携については、全国本部による研修等を通じ、拠点が都道府県・市町村の施策等を活用して連携して支援を行っている取組事例や、他の支援機関とよろず支援拠点との連携事例などを発表することで、連携の促進を図っている。 加えて、コーディネーター等と実施機関は相互に協力して連携会議を開催し、それぞの窓口に相談にきた案件の相互紹介や情報、問題認識の共有を取り組むこととしている。 上記のように、よろず支援拠点は、既存の経営支援体制では支援や解決出来ていない相談に応じるなどのものであり、都道府県・市町村等の各種支援機関と協調しながら、地域の経営支援体制を強化・補完する役割を担うものである。	国によるよろず支援拠点設置の趣旨や、県・市町や支援機関と連携しながら地域の経営支援体制を強化するものだということについては十分理解している。 その上で、よろず支援拠点がその機能を十分に発揮し、地域の支援機関と連携しながら効果的に中小企業・小規模事業者支援を行つためにには、全国圏一の拠点運用を行ふべきではない。データベース等を対象とした研修会等を国が実施するなどし、支援レベルを一定以上に保らなければ、県が地域の事情に応じ、県等の支援策とともに運動させ、長期的な視点に立って運用等を行う必要がある。			

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点項目)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案事例に関する対応方針 平成27年12月21日開催された「記者会見」 ※平成28対応方針(平成27.1.30開催決定)に記載があるものは当該抜粂をく平26>として併記 ※平28対応方針(平成28.12.20開催決定)に記載があるものは当該抜粂をく平28>として併記 ※平29対応方針(平成29.12.26開催決定)に記載があるものは当該抜粂をく平29>として併記		対応方針の措置(検討)状況		
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
鹿角市、由利本荘市、 茂木町、福島市、 新潟市、東温市、 久留美市、中津市	<p>○ 検査に対応する職員数も少なく、検査の不合格率も1.2%と低いため、検査周期を延ばすよう緩和してほしい。</p> <p>○ 検査に不格合による特定計量器具は1%以下に留まっていることから、適正計量は確保されていると考える。このため、検査周期は4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考える。</p> <p>○ 平成26年度検査における不合格率は0.9%。(検査個数1,193件、不合格件数11件)であるなど、計量器の精度が向上しているためであることを規制緩和が必要と考える。</p> <p>○ 計量器の信頼性が高まっているにかかわらず、特定計量器の定期検査は2年に1回と変わらない。検査の不合格件数は、直近で4年中1件に2.9%と高めであり、検査周期の延長が必要ではないかと考える。</p> <p>○ 特定計量器定期検査の不格合率は、%程度で推移しており、計量器によるトラブルもないことから、検査周期を延ばすこと可能だと考える。</p> <p>○ 平成27年度の実施状況 実施期間：6月18、19、22(3日間) 検査台数：132台 不合格台数：2台 不合格率：1.5%</p> <p>検査に立派な者たちを見ても、近年の計量器の信頼性は高まっているように見える。</p> <p>○ 特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられており、2地域に分けて隔年で実施している。現在の特定計量器の信頼性は段々向上しており、「検査に不格合となる特定計量器は、1.5%以下(平成27年以前に検査の計量器具が割りに留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから)適正計量は以前に比べ確保されていると考える。」ことから、検査周期の見直しは必要ではないかと考える。</p> <p>○ 支障事例については、左記に同じ。以下、補足事項。 適正計量を確保したうえで、事業の簡素化の流れには賛成する。 しながら、所有者の管理意識及び計量器の使用環境が、個々の所有者間で差があることから、管理環境が一定水準以上にあるもののみ規制緩和の対象とすべきと考える。</p> <p>提案を全面的に賛同しているものではない。</p> <p>○ 保健部門が管理している体重計だけでも18個あり、赤ちゃん健診で使用する特殊な形をしているため、定期検査会場に運ぶためには、車両台で複数の職員が従事しなくてはならず、2年に1回はいえ負担となっている。また、検査の日はその重計が使用できないため、業務の遂行の支障になってしまっている。</p>	<p>【全国知事会】 安全確保の観点から見直しに慎重な意見が多い数あり、提案は慎重に検討すべきである。</p> <p>【全国市長会】 特定計量器の精度維持に資するよう、検討すること。</p>	<p>○ 定期検査期間については国際基準に定めがないものと認識しており、海外においても定期検査自体を行っていない国もあるなど、2年間はかかるのではなく、定期検査期間は必ずしも国際標準とまでは言えず、検査期間を延長しても問題ないのではないか。</p>	<p>(1) 提案団体・共同提案団体の指摘について 提案団体及び共同提案団体(このうち特定市町村は3市のみ)は、非自動的で推移してまいり、定期検査の実施が困難であるとともに、地方公共団体の負担軽減に資するよう、指定定期検査機関を指定(20条1項)した地方公共団体の事例を平成27年度中に周知する。</p> <p>(2) 提案募集検討専門部会からの主な再検査の視点について 計量器に関する国際規範として国際法定計量規範(JM1)があり、国際的で計量器の技術基準を定めている。各國はその規範を遵守する義務があり、そのため必要な検査の周期は各国が判断することとしている。規制緩和のとおり、定期検査の周期は日本は隔年であるが現状ではない。また、主要国とも、周期を1~2年に設定しているのが現状である。例えば、日本においては、日本と同様に2年の周期で、初期検定と定期検査を検査上区別していないが、不格合率は1~2%程度となっている。</p> <p>したがって、正確計量が担保されているか、消費者の不利益がないかなどの視点を欠いてしまっており、「検査期間を延長しても問題ない」という結論を出すのは合理性を欠く。(別紙あり)</p>	<p>6[経済産業省] (i) 計量法(平成法51) (ii) 特定計量器(非自動ばかり)の定期検査(19条)については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、指定定期検査機関を指定(20条1項)した地方公共団体の事例を平成27年度中に周知する。</p>	措置済み	平成28年2月9日	平成28年2月9日に開催された「平成27年度全国計量行政会議」において、指定定期検査機関を指定(20条1項)した地方公共団体の事例を周知した。	
一	<p>○ 授業内容と同じ支障事例 校正施設への輸送に多くの費用が必用であること。</p> <p>○ 同様に特級基準分銅の使用頻度は低く、消耗等の可能性も極めて低い状況にある。そのため、有効期間5年までの緩和は妥当であると考える。</p> <p>○ 支障事例については、左記に同じ。以下、補足事項。 基準器(特級基準分銅)検査を受けるための搬送費用、検査期間、輸送による毀損リスク等を考慮し、規制緩和の流れには賛成する。</p> <p>しながら、特級基準分銅は、特に高度の精度が要求されるものであることから、保管環境、手入れ等の管理が万全であることが担保される場合のみ有効期限を延長すべきと考える。</p> <p>提案に全面的に賛同しているものではない。</p>	<p>【全国市長会】 提案の趣旨を踏まえ、負担軽減について検討を行うこと。</p>	<p>○ 國際基準に適合する精度を担保できる検査体制を確保する視点には過去4回続続基準分銅の基準器検査に合格したと指摘している。特級基準分銅は非自動ばかりの定期検査制度の根幹となるものであり、本来、合格することは当然である。</p> <p>支障事例においては、左記に同じ。以下、補足事項。 基準器(特級基準分銅)検査を受けるための搬送費用、検査期間、輸送による毀損リスク等を考慮し、規制緩和の流れには賛成する。</p> <p>しながら、特級基準分銅は、特に高度の精度が要求されるものであることから、保管環境、手入れ等の管理が万全であることが担保される場合のみ有効期限を延長すべきと考える。</p> <p>提案に全面的に賛同しているものではない。</p>	<p>(1) 提案団体・共同提案団体の見解について 基準器(特級基準分銅)は非自動ばかりの定期検査制度の根幹となるものであり、本来、合格することは当然である。</p> <p>支障事例においては、左記に同じ。以下、補足事項。 基準器(特級基準分銅)検査を受けるための搬送費用、検査期間、輸送による毀損リスク等を考慮し、規制緩和の流れには賛成する。</p> <p>しながら、特級基準分銅は、特に高度の精度が要求されるものであることから、保管環境、手入れ等の管理が万全であることが担保される場合のみ有効期限を延長すべきと考える。</p> <p>また、平成6年以前の非自動ばかりの定期検査で、市部と都部での搬送頻度が異なることより、検査期間を1年と3年で分けており、使用状況に応じて検査期間を分けている例もある。</p> <p>輸送による毀損等のリスクも考慮して、特定市町村の有する特級基準分銅については検査期間を延長すべきではないか。</p> <p>(2) 提案募集検討専門部会からの主な再検査の視点について 質量標準管理マニュアルを作成して、級実用基準分銅の自主検査を行なうため、上位の特級基準分銅の保有等により、都道府県は級実用基準分銅を採用して、上位の特級基準分銅を採用する。また、都道府県は、特級基準分銅を採用する場合と並んで、特級基準分銅を採用する際に搬送リスクの可能性を指摘している。特級基準分銅を採用する際に搬送リスクの可能性を指摘している。特級基準分銅を採用する際に搬送リスクの可能性を指摘している。特級基準分銅を採用する際に搬送リスクの可能性を指摘している。</p> <p>特級基準分銅は、常に誤差が生じても、その影響は当該市町村が保有する実用基準分銅への影響よりも顕著である。そのため、特級基準分銅を採用する場合と並んで、その影響が小さい」という指摘についてほんの趣旨が不明であるが、都道府県も非自動ばかりの定期検査の実施では実用基準分銅を用いており、実用基準分銅の精度確認として都道府県も特級市も同様である。しかし、大都市圏の特定市(政策指定都市も含む。)は県の規模を超えるところもあり、一概に特定市は都道府県よりも「影響が小さい」といふことはならない。</p> <p>当該視点には、平成5年の計量法改正前の非自動ばかりの定期検査期間における使用頻度を算出することを理由として、市部と都部の検査期間を分けていたことが示されている。専門委員において、特定市の基準器検査の周期における使用頻度によって区別されるべき理解であるならば、非自動ばかりの定期検査制度の根幹にしての特級基準分銅は頻繁な使用を想定しておらず、そもそも使用頻度で分けるようなどとは考えられない。(別紙あり)</p>	<p>6[経済産業省] (i) 計量法(平成法51) (ii) 基準器(基準分銅)(104条)の保有等については、特定市町村(10条)の負担軽減に資するよう、基準分銅の貸し借りを行っている地方公共団体の事例を平成27年度中に周知する。</p>	措置済み	平成28年2月9日	平成28年2月8日に開催された「平成27年度全国特定市計量行政協議会全員会議」、同月9日に開催された「平成27年度全国計量行政会議」において、基準分銅の貸し借りを行っている地方公共団体の事例を周知した。	
北海道、神奈川県、岐阜県	<p>○ 中小企業支援センターに配置されている相談員によろづ支援拠点のコーディネーターは、兼務が認められており、両者の目標に対する相談者にとっては、支援センターの目標に対する相談窓口と見なす傾向ではない。</p> <p>○ 両者の相談窓口の位置別は重要な問題ではない。</p> <p>○ 都道府県の間違と強化して地域の愛情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する相談窓口の窓口別整理する。二つ目は、より効果を上げることで、また、都道府県が実施する中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援センターに係る事業の創出に関する事業との連携を図り、都道府県を実施する。</p> <p>また、県が中小企業支援センターに配置している「マネージャー」とは、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにかわらぬが、改めて配置されているため、支援業務が効率化されているとともに、双方の連携強化に貢献している。</p> <p>○ 制度改正の必要性</p> <p>県が最も取り組むべきである「総合相談窓口のワントップ総合支援」と国の「よろづ支援拠点事業」といった相談事業が、同一自治体内で別々に存在することから、事業の横のつながりが不明確で、非効率になっている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>県が設置する「モノづくりコーディネーター」と国が設置する「よろづ支援拠点」の相談窓口が1つの支援機関に併存しているため相談者にとって分かりにくい。</p> <p>また、よろづ支援拠点を受けた相談をモノづくりコーディネーターに引き継ぐ場合がある等、非効率になっている。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>国は、各自治体が実施する中小企業ワントップ総合支援を強化するため、財源および側面から支援を行なう。</p> <p>例えば、国のよろづ支援拠点事業の財源を、各都道府県が実施する中小企業ワントップ総合支援の財源として委託または各都道府県支援機関への助成とともに、各都道府県支援機関のスキルアップのための情報提供や連携促進などの機会を提供するなど支援機関向けの支援(側面支援)を行う、など。</p>	<p>【全国知事会】 中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援事業の問題点と、その改善策。</p>	<p>よろづ支援拠点は、①元上括大や資金繰り等、既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する総合的・先進的な支援アドバイス、②事業者の相談に応じて「適切なチームの構成」、③の確かな支援拠点の窓口別整理する。二つ目は、より効果を上げることで、また、都道府県が実施する中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援センターに係る事業の創出に関する事業との連携を図り、都道府県を実施する。</p> <p>これら機能は、これまで中小企業支援センターや商工会、商工会议所等の地域の支援機関では行われていなかった機能であり、当該支援機関は対応できない場合受け付け。中小企業を抱える問題の解決に図るところであり、全国でない相談を受け付け。中小企業を抱える問題の解決に図るところであり、補助金を抱えるものである。</p> <p>また、よろづ支援拠点は全国本部による全国レベルでの拠点の工夫した取組や事例共有する研究や、全国本部専門家による各拠点への定期的なサポートなどを実施することによって、全国一律のよろづ支援拠点の機能強化を図ることが可能となっている。加えて、全国レベルで人材を募集し、本事業のモチベーションを高めるため、「B」の小出センター長や板橋区立商業活性化センターの中嶋センター長による審査の下、コーディネーターの人選を行うことで、全国のよろづ支援拠点に優れた人材を配置することができる。</p> <p>こうしたよろづ支援拠点の活動に対し、ユーザーから「様々な機関に相談をしたが、何処に行っても解決できないのか、よろづ支援拠点では早い支援を受けた」といった声や、「周囲に相談できていかねば気恥ずかしい」といった意見が寄せられ、満足度「ユーザーアンケート」の回答数で占める「よろづ支援拠点のサービスに満足した」という回答数の割合も約85%となっており、また、本事業を実施している機関もこちらもこれまでお客様として「予め来ていたかかった削減が見込める」という結果が得られている。</p> <p>なお、本事業は公募を通じて実施機関を選定しており、実施地域である7箇所のうち、4箇所は県が設置している中小企業支援センターからの応募があり、北海道、栃木県、神奈川県、岐阜県においても、中小企業支援センターが実施している。</p>	<p>4[経済産業省] (i) 中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援事業 (ii) 中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援事業の実施として、よろづ支援拠点が実施する業務として「地域支援拠点運営(マネジメント)」 (次年1回以上開催すること)、平成28年度の公募要領上追加する</p>	措置済み	平成28年2月	中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援事業の実施として、よろづ支援拠点が実施する業務として「地域支援拠点運営(マネジメント)」 (次年1回以上開催すること)、平成28年度の公募要領上追加する		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
292	A 権限移譲	産業振興	中小企業・小規模企業者ワクストップ総合支援事業(よりぞう支援拠点事業)の移譲等	県が行っている中小企業支援事業の更なる強化を図るために、国が実施しているもので、どちらかのよろづ支援拠点事業(よりぞう支援拠点事業)の移譲又は県と中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国のよろづ支援拠点に配置している「コーディネーター」は、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用しているため、支援業務が非効率となっているとともに、双方の連携強化に支障が生じている。	【具体的な支援事例】 県が行っている中小企業支援センターに設置する「ワントップ相談」の窓口と、国が設置する「よろづ支援拠点」の窓口が分かれていることで、どちらかのよろづ相談をすべきかが不明確で相談者にとって分かりにくい状態となっている(別添参照)。また、県が中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国のよろづ支援拠点に配置している「コーディネーター」は、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用しているため、支援業務が非効率となっているとともに、双方の連携強化に支障が生じている。	中小企業・小規模事業者ワクストップ総合支援事業公募要領	経済産業省(中小企業庁)	神奈川県	本事業は、全国に約385万業者が運営する中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごとに地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、必ずしも経営相談に十分に対応できていないケースがあるため、十数社の経営相談が受けられない地域等を結果として生じさせないよう、地域の経営相談機能の強化を図っていくことは国の責務と考え、経営支援窓口によるよろづ支援拠点を整備し、既存の支援機関では解決が困難な経営相談に対応する統合的・先進的アプローチの実施等の支援を行つものである。	国の責務として、地域の経営相談機能の強化・補完に取り組む意義は理解できる。しかし、質の面で一定の水準を確保していく取組は、都道府県の実施する事業と連携して進めることが効果的であるから、一律に進めるべきではない。本県では、中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国のよろづ支援拠点に配置している「コーディネーター」について、関東経済産業局の指導に基づき、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用しているため、支援業務が非効率となっているとともに、双方の連携強化に支障が生じている。	
183	B 地方に対する規制緩和	産業振興	セーフティネット保証(5号:業況の悪化している業種)の認定要件への「利益率減少」の追加等及び指定業種の見直し	【制度改正の必要性・支援事例】 小企業への支援を充実し、地域の維持・発展を図るため、円安による原材料料高騰や人件費の増加等の影響で、利益率が悪化している中小企業も少なくないと考えられる。認定要件に「利益率減少」の追加等及び指定業種の見直し	【制度改正の必要性・支援事例】 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を対象としたセーフティネット保証(5号)の認定に当たっては、「売上高が前年同期比5%以上減少している」又は「原油等について、仕入価格が20%以上上昇している」にも関わらず製品価格に転嫁できないことが多いとされているが、売上高の減少により確かに減少しているが、又は持直しているものの、円安による原材料(原油等以外も含む)の高騰や人件費の増加等の影響で、利益率が悪化している中小企業も少くないと考えられる。また、指定業種数が見直し等により減少しており※)。この結果、本市では、京都市ならではのものづくり産業(伝統産業関連業種)のうち、清酒製造業(日本酒)や精米精穀業(西陣織)等が指定から除外され、資金繰りに窮るなど、衰退の危機にさらされている事業者がある。 小規模企業については、認定要件の更なる緩和を求める。併せて、指定業種の見直しを求める。	中小企業信用保険法第2条第5項第5号 特定中小企業者認定要領4(5)	経済産業省	京都市	中小企業・小規模事業者の資金繰りの確保に当たっては、経営改善を合わせて実現していくことが極めて重要である。こうした認識の下、本年2月に成立了平成26年度補正予算では、公的金融機関における貸付制度や保証制度の拡充を実施したこととする。具体的には、日本政策金融公庫及び商工中金において、原材料・エネルギーコスト高等の影響を受け、資金繰りに困難を来たす事業者等に対して、経営支援を含む手厚い資金繰り支援を行っている。	貴省においては、中小企業支援のため種々の対策を講じておられるところである。また、セーフティネット保証(5号)が100%保証であるがゆえの課題についても理解するが、本来的に貸付先企業の経営状況の把握や経営状況が悪化していた事業者への経営支援と一緒にした融資への取組がきちんと行われるよう、実際に貸付けを行ふ民間金融機関へのサポートも含めて徹底を図るべきである。	
270	A 権限移譲	産業振興	小規模支援法に基づく経営・事情変更 小規模事業者に対する支援は、三位一体改革の中で国の方への関与が見直され、都道府県が関係機関等との連携・協力の下に地域の特性や実情に応じた支援施策を展開しているところであるが、平成26年9月に施行された改正小規模支援法では、「経営発達支援計画」の認定等の事務は都道府県への参考意見の聴会はあるものの、都道府県が直接開与出来ない仕組みとなっている。こうした仕組みの導入を契機に、今後、國の関与の強化や都道府県を介さない補助金の拡大などを懸念される。 【法律事例等】 経営発達支援計画の認定審査は、国が審査会を開催し外部有識者による評議が行われているが、書面審査にあたる外部有識者や民間のコンサルタント等は各地域の実情を熟知しているとは必ずしも言えない。	【提案の経緯・事情変更】 小規模支援法(商工会及び商工會議所による小規模事業者に対する支援に関する法律)に基づき(1)商工会・商工會議所が作成する「経営発達支援計画」に関する認定・公表、変更、取り消しの権限を都道府県に移譲すること。 (2)改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に関する事務権限(補助要件の設定、公募、審査、採択、補助金交付等)を移譲すること。 【効果・必要性】 各都道府県が地域の実情を踏まえて認定等の事務を行なうことにより、全国一律の基準により計画の認否が左右されることなく、より地域の特性和実情に反映した支援計画の策定が可能となる。	【提案の経緯・事情変更】 小規模支援法(商工会及び商工會議所による小規模事業者に対する支援に関する法律)に基づき(1)商工会・商工會議所が作成する「経営発達支援計画」に関する認定・公表、変更、取り消しの権限を都道府県に移譲すること。 (2)改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に関する事務権限(補助要件の設定、公募、審査、採択、補助金交付等)を移譲すること。	小規模支援法第5,6条 経済産業省(中小企業庁) 改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に関する補助金	兵庫県、滋賀県、京都府(1)のみ、和歌山県、関西広域連合	(1)経営発達支援計画の認定は、小規模支援法の趣旨を踏まえ、全国の商工会及び商工會議所の創なるようなモデル性を有し、相応の機能強化が図られると考えられる計画に限り認定・公示し、これを全国に展開・普及させてることで、全国の商工会議所の小規模事業者に対する支援機能を強化していくことを目的としている。	現在は制度の創成期であり、全国レベルでのモデル性を重視した統一的な審査基準に基づいた認定となっているが、本計画を全国の商工会・商工會議所に展開・普及させていくには、地域の特性や実情に応じた対応がより重要になると考える。そのため、本計画の認定、変更等の権限は各都道府県に移譲すべきである。		

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 ※平28対応方針(平27.12月22日開催決定)記載内容 ※平28対応方針(平28.12.20開催決定)に記載があるものは当該扶幹を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26開催決定)に記載があるものは当該扶幹を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況				
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定		
北海道、栃木県、岐阜県	<p>○ 中小企業支援センターに配置されている相談員とよろず支援拠点のコーディネーターは、兼務が認められておらず、両者の情報の共有化が課題となっている相談者にとっては、道の支援センター、国のみならず支援拠点の区別は、重要な問題ではない。</p> <p>○【制度改正の必要性】</p> <p>県が従来より実施する「総合相談窓口等のワンストップ総合支援」と国の「よろず支援拠点事業」といった類似事業が、同一自治体内で別々に存在することから、事業の棲み分けが不明確で、非効率となっている。</p> <p>【支撑事例】</p> <p>県が設置する「モノづくりコーディネーター」と国が設置する「よろず支援拠点」の相談窓口が1つの支援機関に併存しているため相談者によって分かれている。</p> <p>また、よろず支援拠点を受けた相談をモノづくりコーディネーターに引き継ぐ場合がある等、非効率となっている。</p> <p>【支援の解決策】</p> <p>国は、各自治体が実施する中小企業ワンストップ総合支援を強化するため、財源および側面から支援を行う。</p> <p>例えば、国によるよろず支援拠点事業の財源を、各都道府県が実施する中小企業ワンストップ総合支援の財源として委託または各都道府県支援機関への助成とともに、各都道府県支援機関のスキップルームのための情報提供や連携促進などの機会を提供など支援機関向けの支援(側面支援)を行うなど。</p>	【全国知事会】	よろず支援拠点は、①売上拡大や資金繰り等、既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する総合的・先進的経営アドバイス、②事業者の相談に応じた適切なチームの構成、③的確な支援機関等の紹介等を地域の支援機関・自治体等と連携しながら実施している。	【再掲】 4.経済産業省	（1）中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業により整備されるよろず支援拠点については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県及び都道府県が独自に行うよろず支援拠点の定期的な意見交換の仕組みを平成28年度中に構築する。	措置済み	平成28年2月	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業において、よろず支援拠点が実施する業務として地域支援機関連携フォーラム（仮称）」（※）を年1回以上開催することを、平成28年度の公募要領により追加する旨を実施機関及び拠点が開催し、各機関の活動計画及び優良な取組事例の紹介を行ふ。		
山形市、神奈川県、静岡県、浜松市、島根県、宮崎県、沖縄県、特別区長会	<p>○ 同様に、売上高の減少に歯止めがかかって傾向にあるものの、原材料等の高騰により利益にはつながっていないため、以前として経営は厳しい状況である。</p> <p>そのような状況の中、指定業種数も減少しているため、セーフティネット保証5号の認定を受けることが難くなっている。</p> <p>○ 指定商業種に該当しないために適用を断念したケース（主に金融機関からの電話問合せ）の複数件があった。また、資材や人件費の高騰により利益率が悪化しているとの声が建設業他さまざまな業種の事業者から上がっている。</p> <p>○ 異なる種類の業種を営む場合の事業者からの申請について、全額の売上高で「前年同期売上高以上率」を達成すると、全体の売上高に対する指定業種の割合となると基準にて認定される。結果として認定を受けられない事例が多く見受けられる。また、同種品を取り扱う複数の卸販が並んでいている一方、小売業は対象外といったケースが多く、業種リバースの見直しが必要性が指摘されている。</p> <p>○ 気氛は、緩やかに回復しているものの、日本銀行横浜支店「企業短期経済観測調査結果（2015年6月）によれば、当方制限融資の利用3割を占める建設業では、売上は増加する一方で、経営利益は赤字となっており、厳しい状況にある。</p> <p>こうした現状を踏まえ、認定要件に利益率減少を追加する提案に賛同する。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>指定業種数が減少しているため、また、時期についても四半期に1度と早まっているため、認定を受けるために主なる業種を変更している事例もある。</p> <p>○ 国への重点要望として、同様の要望を実施（要望内容）</p> <p>依然として厳しい経営状況にある地域の中小企業の資金繰りに支障を來さないように、セーフティネット保証5号の対象業種や要件を拡充するなど金融セーフティネットの機能維持に万全を期すことを。</p> <p>○ 民間企業と合同で実施した企業動向アンケート調査によると、卸小売業で、円安による仕入価格の上昇等により業況が悪化したと回答した企業が多い状況にあり、円安による利益率悪化に対応した認定要件の緩和が必要と考える。</p> <p>また、指定業種について、地域の実情と乖離がある業種（宿泊業等）も見受けられるため、地域の実情に応じた業種指定を行う必要があるものと考える。</p> <p>○ 小規模企業の割合が全国よりも高く、廃業率も高い状況にある。経営基盤の脆弱な小規模企業に対する支援策の一つとして、認定要件の更なる緩和が必要である。</p>	【全国知事会】	経済情勢を踏まえたセーフティネット保証5号の認定要件や業種指定の隨時見直し、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長、金融機関に対する指導強化により、金融のセーフティネットに万全を期すべきである。	【全国市長会】	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	利益率基準については、利益率の減少が売上高等の減少によって生じているのであれば現行の基準においても対象となる。また、原油・石油製品等の価格高騰によって利益率の減少が生じているのであれば、原材料価格高騰に係る認定基準で対応可能である。	措置済み	平成28年2月	一方、利益率は、人件費等のコストの増加も含まれることになるため、利益率の減少が必要し業種の創造不況によるものであるといふことが困難であるとの認識。	
-	<p>○ 国による認定作業に時間を要しているため、認定された商工会等はもとより、認定とならなかった商工会等にもその後の対応を検討する時間が遅くなるため支障が生じているところ。國の認定作業の過程で、都道府県に意見照会されているが、その期限が1週間程度と大変短く、個々の計画に対する意見を付すことに困難が生じた（申請件数は32件）。</p> <p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい</p>	【全国知事会】	「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく経営発達支援計画の認定は、全国的なレベルでの先進性、同様の課題を抱えた他の地域へ展開可能な普遍性、他の地域の情報を踏まえつつ高い効果が見込める等のモデル性を有するものであるため、全国的な情報を基に国が統一的に認定を行う必要があります。移譲することはできない。	4.経済産業省	（3）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年5月） (i) 経営発達支援計画の認定（5条1項）については、国と都道府県の連携強化を図るために、申請後の都道府県への意見照会を申請期間終了後速やかに行うとともに、都道府県が意見を作成する期間に配慮し、照会期間を十分確保する。 (ii) 経営発達支援計画の認定を受けた商工会又は商工会議所に対する補助については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、公募の予定や支援要件等の情報提供を行ふ。	措置済み	平成28年2月5日	第2回認定時から既に一部実施しているところであるが、第3回認定に向けて、都道府県の窓口となる経済産業局に対し、(1)都道府県に対する意見照会期間の確保、(2)補助金に関する情報提供について、改めて周知徹底を図った。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
293	A 権限移譲	産業振興	中小企業再生支援に関する事務の移譲等	県が、創業から再生までの、企業の成長段階に応じた一貫した支援を主体的に実施するため、国が行っている中小企業再生支援事業の移譲又は県の関与の拡大を求める。	【具体的な支障事例】 県が、創業から再生までの、企業の成長段階に応じた一貫した支援を主体的に実施するため、国が行っている中小企業再生支援事業の移譲又は県の関与の拡大を求める。 【具体的な支障事例】 県及び県支援センターの実質的な連携を確保し、支援先に関する情報を共有し、県支援センターが主体性を発揮できる仕組みとし、支援手法によって協議会事業と支援センター事業で役割分担する(例えば、債権者調整は協議会、経営改善は支援センターなどとする)ことや、プロジェクトマネージャの選任のプロセスへの県の実質的関与を強化することで、県支援センターの一貫した支援の範囲を拡大すること出来る。 なお、金融検査上や税制上の取扱いを維持した上で、再生支援を一層推進していくため、国において金融検査マニュアルなどの整合が図られた適切なマニュアルを整備し、都道府県と共有するべきであると考える。	産業競争力強化法第127条、第128条	経済産業省(中小企業庁)	神奈川県	各府省からの第1次回答	再生支援業務は、支援先企業の情報に限らず、支援業務の情報についても秘匿性が高く、支援機関の間での情報共有の仕組みが充分確保されていないため、総合的かつ一貫した支援の実質的な実施は困難であると考えている。 また、再生支援協議会事業において、地域ごとに異なる運用がなされた場合、取引先を広域に有する金融機関は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となる。 そして、地域ごとに異なる運用がなされ、全国統一された支援業務を提供できなくなると、金融庁や国税等から認められてる金融検査上の取扱い(貸出条件緩和や税額としての取扱い)や課税上の取扱い(債務免除益課税の緩和、無税償却)の維持が困難となる。これらの取扱いが認められなくなった場合、中小企業の事業再生に多大な影響を及ぼす。 さらに、都道府県は中小企業者への債権者として、直接貸付や債務承認をしており、その債権者である都道府県が事業再生を実施する場合、税金を基に貸付や債務承認を実施していることから、債権が事業等に対し、消極的になることを想定され、委託者である都道府県に対して、受託者である都道府県が適切な対応を取りにくいということが生じる。このような利益相反を生じるほか、適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難である。 なお、支援先企業の情報については、極めて繊細な信用情報であることから、支援先であると自体、伏せて支援に取り組み等、細かな注意をもって管理している。中小企業再生支援協議会は公正・中立なる第三者の立場から金融機関との調整を図りつつ再生計画の策定支援を行っているところ、当事者の承諾なしに当事者の者に情報を開示することは守秘義務の観点から基本的にありえない。この点、御理解を賜ります。	
313	A 権限移譲	産業振興	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	地域活性化のために、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も市町が相互に連携しつゝ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画については、国から情報共有がなっても県が認定権限を有していないため、市町に対し同計画策定に向け働きかけ十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的に見えるよう次のとおり提案する。 ① 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 ② 創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲	地域活性化のために、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も市町が相互に連携しつゝ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画については、国から情報共有がなっても県が認定権限を有していないため、市町に対し同計画策定に向け働きかけ十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に取り組める環境にない。 そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受けければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業との一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援を行うことができる。また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かわさき支援財團が都道府県として同補助金の窓口となり、県民に対しての周知を努めるとともに、申請受け付等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない産業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。 創業・第二創業促進補助金などの創業者のフォローアップに取り組んでいます。 創業事業の紹介を積極的に行なうことができるとともに、補助金の交付など、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた募り時期・開催の設定、産業分野の重点化を図ることができますなど、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。 以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び財源の都道府県への移譲を提案する。	産業競争力強化法第113条、第114条、第137条の3項 創業・第二創業促進補助金	経済産業省(中小企業庁)	香川県 徳島県	ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」及び「創業・第2創業促進補助金」については、「平成26年7月閣議決定」の内容に従い対応していく。 <平成26年7月閣議決定> ①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行ふとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業省に通知する。 ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向けて、原則として2年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ③創業等に対する経費に対する補助(地域需要型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るために、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようになるなどの措置を講ずる。	1. 創業支援事業計画の認定 創業支援については、創業支援事業計画の策定主体である市町村に十分なノウハウがない場合が多く、市町村により近い都道府県に認定権限があれば、より市町村と連携して、都道府県の施策とも連携付けて効率的な創業支援を行うことができるものと考えています。 2. 創業・第二創業促進補助金 香川県では創業支援を受けた事業者などを対象に、支援後のフォローアップにも取り組んでいるが、平成26年度補正予算から地方事務局が廃止され、申請受付窓口等が民間企業にて一本化されたことで、創業者の情報が得る機会が減少し、フォローアップにも課題が生じている。 ③創業等に対する経費に対する補助(地域需要型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るために、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようになるなどの措置を講ずる。	
52	A 権限移譲	産業振興	創業支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている創業支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。	【制度改革の必要性】 地域経渌の扭いである中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を超えたネットワークを有する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担は、ワントップでより効果的・効率的に行える。 創業支援については、国と都道府県がそれぞれ創業者等への支援事業を展開しており、典型的な二重行政となっている。本県では、創業支援の取組として、平成16年に創業・ベンチャー支援センター埼玉を開設しており、平成26年度までに235社の起業実績を上げている。国と都道府県に分かれている創業支援を都道府県が一元的に行なえば、こうした創業支援の実績を活用し、日頃の市町村や商工団体とのネットワークを生かして、より効果的な支援を行うことができる。 【支障事例】 身近な県で創業に向けた助言等を受けている創業者にとって、国の補助金を利用して資金を確保するために国側の窓口に出向かなければならぬことがあるが、二度手間になっている現実がある。また、国の補助対象事業に適合させたため、創業・ベンチャーサポート埼玉等に異なる助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも考えられる。 創業・第二創業促進補助金(24~25は地域需要型起業・創業促進補助金)については、25年度までは各都道府県ごとにその関係機関等が地域事務局を務めていたが、26年度からは経済産業省が委託した民間企業1社が事務局になったので、都道府県との関係が希薄化している。	経済産業省組織規則第231条19号等 創業・第二創業促進補助金募集要項	経済産業省(中小企業庁)	埼玉県	ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」及び「創業・第2創業促進補助金」については、「平成27年1月閣議決定」の内容に従い対応していく。 <平成27年1月閣議決定> ①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行ふとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを通知する」とされているが、地方分権の観点から権限移譲の必要性を訴えているとご理解いただきたい。 ②については、検証状況及び必要な措置の具体的な内容について早期に示していただきたい。なお、措置の内容を検討するに当たっては、権限移譲が実現する方向で検討をお願いしたい。 ③については、「都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにする」とされているが、現在の創業・第二創業促進補助金においては、全国的な審査委員会が設置されているだけであり、地域審査会は設置されていない。今後、どのような形で実施するのか具体的に示していただきたい。 また、このような補助事業については、「都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる制度とすることが必要である。」と提案したことである。平成26年7月閣議決定の内容に関する対応方針では、そこに踏み込んだ回答はなされていない。このことに関しても、移譲が実現されるよう検討をお願いしたい。		

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針					
				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定		
-	○ 再生支援協議会が有する再生支援先企業の情報は開示されおらず、主体的な支援ができない状況にある。	【全国知事会】 中小企業再生への支援は、都道府県の間を強化して地域の実情に連携することで、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業再生支援に連携する限り効果を最大限に発揮する観点から、都道府県を実施主体とするか、都道府県に交付すること。	そもそも再生支援業務に係る情報は、その情報が外部に漏れることで風評被害等により、事業者の事業再生等の可能性が低下しないよう監視し管理すべきものであり、再生移譲の詐欺とは別論と認識しているところ。ちなみに、再生支援協議会では、相談企業との窓口相談対応の結果、再生支援協議会以外の支援機関での支援が適切と判断される場合には、相談企業の了解のもと、関係支援機関への申し込みが出来る旨、再生支援協議会事業の実施基本要領上で規定している。	4【経済産業省】 (10)産業競争力強化法(平25法98) (i)中小企業再生支援協議会が行う中小企業再生支援業務(127条)について、都道府県の個別中小企業に係る経営改善支援との連携強化を図るために、都道府県及び都道府県が独自に行う支援事業の実施主体との間で、中小企業支援ネットワーク会議等を活用しつつ、互いの協力や案件、当該協議会から関係支援機関への申し込み状況等の情報を共有により一層促進するよう、当該協議会に平成27年度中に通知する。	措置済み	平成28年3月1日	各都道府県の再生支援協議会統括責任者あてに事務連絡(H28.3.1付け)で今後の情報共有の対応について周知した。		
神奈川県、東温市	○① 補助金の窓口が東京1本になり完全に書面だけの審査となったため、「作文の上手な人」が有利となり、実情を踏まえた採り組み困難と思われる(創業者の複合補助金手続きに慣れた者は希少であるためその傾向が強くなると思われる。従来は地方事務局が面談等していた。) ②(創業支援事業者の間口が一部想定されているが)地元での支援機関での相談・指導やその後の継続支援が担保されていないことに加え、「補助金ありき」での創業が増えることが見込まれ、創業計画の改善や創業後の持続性・成長性の確保が困難となる。(従来は地方事務局で事前や申請時に相談を受けてアドバイス等を行っていた。決定後も事業者に訪問して面談していくこと)	【全国知事会】 中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の間を強化して地域の実情を適切に反映することで、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効率を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体とするか、都道府県に交付すること。	○ 創業・第2種創業促進補助金(創業補助金)について、第1次ヒアリングにおいて、都道府県の間を強化して地域の実情を適切に反映することで、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効率を上げることができるとする。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体とするか、都道府県に交付すること。	第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成26年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。 <平成26年の地方からの提案等に関する対応方針> (i) 創業・第二創業促進補助金については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できること、申請案件について受け付後可能な限り速やかに都道府県に共有すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応が可能となることについて、地方公団体による情報提供を行なうこととともに、都道府県の間接機関が創業支援事業の実施に資するため、都道府県に創業補助金の窓口を一本化した経緯等について御説明いただきたい。	4【経済産業省】 (10)産業競争力強化法(平25法98) (ii) 創業・第二創業促進補助金については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できること、申請案件について受け付後可能な限り速やかに都道府県に共有すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応が可能となることについて、地方公団体による情報提供を行なうこととともに、都道府県の間接機関が創業支援事業の実施に資するため、都道府県に創業補助金の窓口を一本化した経緯等について御説明いただきたい。	措置済み	平成28年1月20日	「平成28年度創業・第二創業補助金の執行に係る通知とご協力の御願い」(平成28年1月20日付け中小企業経営支援部創業・新事業促進課通知)	
東温市	○① 補助金の窓口が東京1本になり完全に書面だけの審査となったため、「作文の上手な人」が有利となり、実情を踏まえた採り組み困難と思われる(創業者の複合補助金手続きに慣れた者は希少であるためその傾向が強くなると思われる。従来は地方事務局が面談等していた。) ②(創業支援事業者の間口が一部想定されているが)地元での支援機関での相談・指導やその後の継続支援が担保されていないことに加え、「補助金ありき」での創業が増えることが見込まれ、創業計画の改善や創業後の持続性・成長性の確保が困難となる。(従来は地方事務局で事前や申請時に相談を受けてアドバイス等を行っていた。決定後も事業者に訪問して面談していくこと)	【全国知事会】 中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の間を強化して地域の実情を適切に反映することで、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効率を上げることができるとする。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体とするか、都道府県に交付すること。	○ 創業・第2種創業促進補助金(創業補助金)について、第1次ヒアリングにおいて、「都道府県の間を強化して地域の実情を適切に反映することで、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効率を上げることができるとする。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体とするか、都道府県に交付すること。	第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。 <平成26年の地方からの提案等に関する対応方針> (i) 創業支援事業計画の認定(13条(1)項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行なうこととともに、都道府県の間接機関が創業支援事業の実施に資するため、都道府県に創業補助金の窓口を一本化した経緯等について御説明いただきたい。	4【経済産業省】 (10)産業競争力強化法(平25法98) (ii) 創業・第二創業促進補助金については、現在の制度枠組みを含めて、都道府県に創業支援事業計画の認定(13条(1)項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行なうこととともに、都道府県の間接機関が創業支援事業の実施に資するため、都道府県に創業補助金の窓口を一本化した経緯等について御説明いただきたい。	措置済み	平成28年1月20日	「平成28年度創業・第二創業補助金の執行に係る通知とご協力の御願い」(平成28年1月20日付け中小企業経営支援部創業・新事業促進課通知)	

管理番号	提案区分	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省厅	提案団体	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
								各府省からの第1次回答	見解
230	B 地方に対する規制緩和	産業振興	地域団体商標の申請手続の簡略化	地域団体商標の周知性に係るは出願人の所在地以外の都道府県へも特許庁により周知されているか照会されている。 地域団体商標については单一の都道府県で周知されているだけでは登録要件を満たさないところから、出願人の所在地以外の都道府県については情報提供のみを行い、照会を廃止する	商標法第7条の2 商標法第7条第2款 特許法第194条2項	京都府 兵庫県、鳥取県、徳島県	当該照会業務の目的は、商標法第77条第2項で準用する特許法第194条第2項の「審査官は、関係行政機関に対して審査に必要な調査を行候することができる。」いふべき事実であるが、出願人が都道府県に所在する場合、出願人が都道府県で周知性を確認するには、出願人自身等において周知性を証明することとし、出願人の所在地以外の都道府県には情報提供のみを行い、出願人の所在地である都道府県のみ回答するものとして、各都道府県への照会と各府県における対応、とりまとめ作業を省力化し、手続きの迅速化を図る。	手続の簡略化及び時間短縮に向か、引き続き制度改正の前向きな検討をお願いする。	
116	B 地方に対する規制緩和	産業振興	原子力発電施設立地地域共生交付金の交付対象事業への弾力的な充当	【支障事例】当交付金は県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとに割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。 （当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、核燃料サイクル交付金で基準を造成しているのにに対し、共生交付金は当該年度での実施事業費を申請している。 共生交付金もサイクル交付金と同様に、基本的に、入札減少金などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額について、地域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができなくなることになっている。 現在のところ、地域振興計画書に位置付けた個別事業ごとの交付金充当額に変更は生じていないが、今後、事業最終年度に入札減少金が発生し、個別事業ごとの事業費に充当されず、個別事業間での流用ができない場合は、サイクル交付金と同様に、交付限度額（25億円）どおりの交付を受けることができない懸念がある。） 【参考】大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に資することができる。	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条 【参考】	愛媛県 経済産業省 資源エネルギー庁	現行の交付規則第9条第3号にて対応可能である。 【参考】原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則（抄） (交付の条件) 第九条 経済産業大臣は、第八条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。	特になし 【参考】 経済産業省からの第1次回答を踏まえた同省への照会と回答は次のとおり。 ■照会内容 共生交付金交付規則9条3号で対応可能ということは、変更承認申請により、入札減少金を他事業に充当することも可能といふこと。（地域振興計画において各事業ごとに分配した交付金充当額を変更できるという理解でよいか。） ■回答 交付金事業実施交付年度（事業終了前）において、地域振興計画及び交付決定の変更承認を受ければ、入札減少金を他事業に充当することも可能です。	
117	B 地方に対する規制緩和	産業振興	核燃料サイクル交付金の交付対象事業への弾力的な充当	【支障事例】当交付金は県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとに計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。 （当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、事業実施の前年度までに、同交付金により基金を造成し、その基金を取り崩すことによって、地域振興計画に定めた事業を実施している。 基本的には、入札減少金などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額について、地域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができなくなることになっている。 核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の核燃料サイクル施設の設置及び運転の円滑化に資することができる。	核燃料サイクル交付金交付規則第3条 【参考】	愛媛県 経済産業省 資源エネルギー庁	現行の交付規則第8条第3号にて対応可能である。 【参考】核燃料サイクル交付金交付規則（抄） (交付の条件) 第八条 経済産業大臣は、第七条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。	特になし 【参考】 経済産業省からの第1次回答を踏まえた同省への照会と回答は次のとおり。 ■照会内容 サイクル交付金交付規則8条3号は、当該年度に交付決定を受けた交付金事業の内容変更に関する規定であると理解しているが、本県の場合、事業年度の前年度に交付金により基金を積み、翌年度に基金を取り崩して事業実施しているため、入札減少金が発生した事業実施年度の時点では、事業内容の変更承認を受けるタイミングを逸しているため、他事業への充当ができないと考えられるが、現行の交付規則で対応可能となるならば、具体的にどのような手続きにより、入札減少金を国に返還することなく、他事業に充当することができるか。（また、今からでも規則8条3号に基づく交付金事業の変更承認により、国への返還金を再度交付いただき他の事業に充当することができるのか。） ■回答 基金事業実施年度（事業終了前）において、地域振興計画及び基金の運用・処分計画の変更承認を受ければ、入札減少金を他事業に充当することも可能ですが既に返還された交付金分を再交付することはできません。平成21年度当該、核燃料サイクル交付金交付決定通知書の交付条件規定に基づき「基金運用・処分実績報告書」が提出され、国に返還されたものはありませんが、現在は見直しを行いました。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案策に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況				
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
福岡県	○ 同様の支障事例がある（他都道府県に所在する団体が出席する地域団体商標について、照会に添付されている回答要領に記載されている報道、記事掲載等の実績等の周知性を判断することは難しく、また出願人が管轄区域内で活動しているかも不明なため、情報がないとして回答するしかない状況である。）				6.経済産業省 (4)商標法第394法(127) 地域団体商標の審査において都道府県に対して行っている周知性の照会について は、地方公共団体の業務負担を軽減するため、出願人が所在する都道府県以外の都道府県に対する照会は平成27年度中に廃止し、情報提供のみとする。 【措置済み】（平成27年7月31日付け特許庁審査業務部商標課通知）	措置済み	平成27年7月31日	「地域団体商標登録願に関する調査依頼について」（平成27年7月31日付け特許庁審査業務部商標課）		
		【全国知事会】 電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、彈力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行るべきである。								
		【全国知事会】 電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、彈力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行るべきである。								